

# 資料編



# 令和7年度に実施する主要事業

## I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

### 1 若者のライフデザイン構築支援

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)次代の親の育成	地域ではぐくむ思春期の心からだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、思春期の健康問題に対応するスキル習得のため、赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。	保健医療部	健康推進課
(2)若者の結婚への関心の後押し	結婚・子育てライフデザイン講座事業	高校生から若手社会人を対象に、ライフデザイン講座を実施するとともに、人生設計について考えるきっかけとなるリーフレットを作成、配布し、結婚や子育てに対する若者世代の前向きな意識の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。		
	同窓会等開催支援事業	「結婚への関心」の向上や「出会いの機会」の創出、「Uターン・定住」の促進等を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため、同窓会や出会いイベントを支援する市町村に対して、事業費を補助します。		
(3)妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。	保健医療部	健康推進課
(4)若者の就職支援	おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
	小規模事業指導費補助金における「若者応援」枠	商工会等が地域の事業者や学校等と連携して取り組む若者応援事業に対して支援を行い、若者の地元定着やUターン就職を後押しします。		経営支援課

### 2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)多様な出会いの機会の提供	おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚を希望する人を支援する拠点として「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を設置し、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業	結婚を希望する人に対し、交流会など出会いの機会を提供するとともに、「おかやま縁むすびネット」の会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ることにより結婚への気運を醸成します。		
	(再掲)同窓会等開催支援事業	「結婚への関心」の向上や「出会いの機会」の創出、「Uターン・定住」の促進等を後押しすることを目的として、同世代の若者の交流を推進するため、同窓会や出会いイベントを支援する市町村に対して、事業費を補助します。		
(2)結婚をサポートする体制の充実	(再掲)おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚を希望する人を支援する拠点として「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を設置し、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
(3)社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成	結婚応援パスポート事業	新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」(アプリ)の運用を通じて、社会全体で結婚や結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	官民連携結婚応援イニシアチブ事業	恋愛や婚活に関する事業を実施している民間事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若者世代をターゲットにした情報発信や婚活・婚活イベント等を実施し、結婚気運の醸成を促進します。		
	(再掲)おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業	結婚を希望する人に対し、交流会など出会いの機会を提供するとともに、「おかやま縁むすびネット」の会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ることにより結婚への気運を醸成します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(3)社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成	(再掲)「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業	県と市町村が力を合わせて、少子化の要因等を分析し、オーダーメイド型で対策を検討することにより、各地域の実情に応じた効果的な少子化対策の推進を図ります。		
	少子化分析市町村支援事業	県が作成した市町村支援のための3つのツール(主観的データの見える化ツール及び客観的データの見える化ツール、出生率シミュレーター)の市町村向け説明会を開催し、地域の実情に応じた少子化対策事業の立案・実施を支援します。		
(4)結婚生活の応援	結婚新生活支援事業	結婚に伴って生じる住まいに関する費用を支援する市町村に対して、経費の一部を補助します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	結婚新生活支援パワーアップ事業	結婚に伴って生じる住まいに関する費用のうち、「結婚新生活支援事業」の対象外となる費用を支援する市町村に対して、経費の一部を補助します。		
	(再掲)結婚応援パスポート事業	新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」(アプリ)の運用を通じて、社会全体で結婚や結婚を希望する人を応援する気運の醸成を図ります。		

### 3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援	おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。	保健医療部	健康推進課
	産後ケア事業の体制強化事業	保健師や助産師等を対象に産後ケアの課題解決のための研修や産後ケア事業を実施する施設と市町村のマッチング等を行います。		
	不妊治療対策事業	不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する悩みや治療の相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、不妊治療費の助成を行う市町村への支援を行います。		
(2)妊産婦の健康や親子を見守り育む支援	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。	保健医療部	健康推進課
(3)子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援	母子保健評価事業	有効かつ適切な地域母子保健医療対策を図るため、母子保健事業にかかる情報の収集・分析・検討を行います。		
	先天性代謝異常等検査事業	フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常の病気の早期発見のため、新生児に対して採血による検査を実施します。		
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施します。		
	フッ化物洗口モデル事業	むし歯有病率を低下させるため、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校を対象に集団でフッ化物洗口モデル事業を行います。		
	(再掲)地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し思春期の健康問題に対応するスキル習得のため赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。		
	(再掲)未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。		
	若者等への禁煙環境整備事業	喫煙可能年齢前の高校生等を対象に、喫煙防止のための出前講座を行います。		

## Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

### 1 社会全体で子育てをする気運の醸成

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)社会全体で子育てをする気運の醸成	「もっこカード」(アプリ)の普及啓発	企業や市町村等と協働しながら運用している「もっこカード」(アプリ)の普及啓発により、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
	パパ・グランパ・グランマカアップ事業	新たにパパになる人等を対象に、男性の積極的な育休取得や家事・育児参画を図る講座を実施します。また、父親や祖父母に向けた子育て応援BOOKを作成・配布します。		
	おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。		
	こどもまんなかマナーアップ県民運動事業	子育てに優しい社会の実現に向けた「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、社会全体で結婚や出産、子育てを応援する気運の醸成を図ります。		
	(再掲) 「子育て家庭留学プログラム」事業	若い世代が子育て中の家庭を訪問し、子育て体験や先輩ママ・パパとの交流を通じて、将来設計のヒントを得る体験型事業を実施し、若い世代の結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図ります。		
	(再掲) 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業	県と市町村が力を合わせて、少子化の要因等を分析し、オーダーメイド型で対策を検討することにより、各地域の実情に応じた効果的な少子化対策の推進を図ります。		
	(再掲) 少子化分析市町村支援事業	県が作成した市町村支援のための3つのツール(主観的データの見える化ツール及び客観的データの見える化ツール、出生率シミュレーター)の市町村向け説明会を開催し、地域の実情に応じた少子化対策事業の立案・実施を支援します。		
おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課	
	生き活きおかやま家庭教育応援事業			社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親子応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。

### 2 乳幼児期の教育・保育の充実等

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子ども・子育て支援制度の推進等	子育てのための施設等利用給付費県費負担金	幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担します。	総務部	総務学事課
	子どものための教育・保育給付	市町村の確認を受けた教育・保育施設等の運営に必要な費用の一部を負担し、市町村による給付を支援します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	子育てのための施設等利用給付	市町村の確認を受けた子ども・子育て支援施設等の利用に要する費用の一部を負担し、市町村による給付を支援します。		
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
(2)きめ細かな保育の充実	保育対策総合支援事業	市町村が実施する保育体制の整備や保育士の負担軽減等の取組に必要な費用の一部を補助し、市町村による事業実施を支援します。		
	(再掲) 地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(3)待機児童解消に向けた取組の推進	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議の開催等を通じて、県と市町村が連携して、保育人材の確保や待機児童対策など、子育て支援の取組を推進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
(4)保育人材の確保・定着と職場環境の改善	保育人材確保等対策強化事業	市町村や保育士養成施設と連携した広域的な保育士確保の取組や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の就業支援、各種セミナーや若手保育士交流会の開催等を通じて、保育人材の確保・定着と職場環境の改善を図ります。		
	保育士修学資金貸付等事業	保育士養成施設に在学する優秀な学生に対する修学資金の貸付や、保育士として勤務することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を通じて、保育士の県内保育施設への就職促進を図ります。		
	地域限定保育士試験事業	国の地域限定保育士制度の全国展開(法改正を前提)に合わせ、地域限定保育士試験を実施し、また当該試験合格者の受験手数料を全額補助することで、保育人材の県内保育施設への就職促進を図ります。		
	保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場におけるリーダー的職員を育成するための研修を実施します。		
	子育て支援員研修事業	保育や子育て支援の事業に従事を希望する人が必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
	発達障害児支援保育士等研修事業	子どもの発達の課題や特性を理解した支援を行うための研修や、3歳未満児の保育に必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
(再掲)保育対策総合支援事業	市町村が実施する保育体制の整備や保育士の負担軽減等の取組に必要な費用の一部を補助し、市町村による事業実施を支援します。			
(5)就学前教育の質の向上	就学前教育推進プロジェクト	就学前教育スーパーバイザーを配置し、保幼小接続スタンダードの普及や市町村への指導・助言や支援等を行い、市町村の指導体制の充実を図ります。	教育庁	義務教育課
	夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。		
(6)岡山県子ども子育て支援事業支援計画の推進	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金	質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備する私立幼稚園等に助成します。	総務部	総務学事課

### 3 地域ぐるみの子育て支援の推進

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子育て支援ネットワークの充実	民生委員・児童委員協議会の活動促進	地域に密着した活動を行う地区民生委員協議会が行う研修事業等に対して助成し、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、協力体制を整えることにより、地域住民の福祉ニーズへのきめ細かく適切な対応を図ります。	子ども・福祉部	地域福祉課
	民生委員・児童委員研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上、相互理解の促進に努めます。		
	地域の子育て応援事業	地域の子育て支援団体が親子で一緒に参加できる遊びを提供する子育てイベントを開催し、地域の身近な子育て支援団体を子育て家庭に知ってもらうとともに、団体同士の相互理解及び連携促進を図ります。		子ども未来課
	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	ももっこステーションの設置・利用の促進	親子が相互に交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる身近な居場所である「ももっこステーション」を認定し、認知度向上のための情報発信を行います。		
	母親クラブの活動促進	母親など地域住民の積極的な参加による地域活動の促進を支援します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子育て支援ネットワークの充実	子育て大学・地域ふれあい事業	大学等有する専門知識や施設等を活用して地域ぐるみの子育て支援の取組を行う「おかやま子育てカレッジ」の活動を支援し、学・民・官の協働による子育て支援ネットワークの強化を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課
(2)ふれあいの拠点づくり	(再掲) 地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	(再掲) ももっこステーションの設置・利用の促進	親子が相互に交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる身近な居場所である「ももっこステーション」を認定し、認知度向上のための情報発信を行います。		
	(再掲) 地域の子育て応援事業	地域の子育て支援団体が親子と一緒に参加できる遊びを提供する子育てイベントを開催し、地域の身近な子育て支援団体を子育て家庭に知ってもらうとともに、団体同士の相互理解及び連携促進を図ります。		
(3)地域における人材の養成・確保	(再掲) 子育て支援員研修事業	保育や子育て支援の事業に従事希望する人が必要な知識や技能を習得するための研修を実施します。		
(4)家庭教育への支援	就学前の非認知能力育成支援事業	子どもの非認知能力の育成に向け、就学前の子どもを持つ保護者や、子育て支援者に対して「子どもの非認知能力の見取り方に係る研修プログラム」を学ぶ機会の提供及びその指導者の養成を行います。	教育庁	生涯学習課
	(再掲) 生き生きおかやま家庭教育応援事業	社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親育ち応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。		
(5)経済的支援の推進	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。	保健医療部	健康推進課
	第3子以降保育料無償化事業	第3子以降の保育料のうち国制度で無償化されていない部分を無償化又は軽減する市町村に対し、その実施に必要な費用の一部を補助します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。		子ども家庭課

### Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

#### 1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。	総務部	総務学事課
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		
	幼稚園の子育て支援活動の推進	幼稚園が地域の幼児教育センターとして機能するよう、園庭、園舎の開放や幼児教育相談等を実施する私立幼稚園に助成します。		
	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、通常の教育時間の終了後に預かり保育を実施する私立幼稚園に助成します。		
	障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	次世代を担う 人材育成の推進	外国語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務 学事課
	ICT教育環境の 整備推進	情報通信技術活用支援員の配置やICTを活用した教育環境の構築を実施する私立学校に助成します。		
	職業・ボランティア・ 文化・健康・食等の 教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。		
	幼児教育の質の 向上のための ICT化支援	教育に係る資料の電子化に必要なICT環境を整備する私立幼稚園等に助成します。		
	未来をつくる グローバルチャレンジ 応援事業	学生等の留学に対する関心・意欲の喚起や産学官の連携による留学支援等により、海外留学生数を増加させ、県内企業の発展に貢献できるグローバル人材の育成につなげます。	県民 生活部	国際課
	環境学習 エコツアー	小・中学校や児童・生徒で構成する各種団体を対象に、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	環境 文化部	脱炭素 社会推進課
	環境学習出前講座	NPO等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化やエネルギー、自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。		
	おかやま・もったいない!! 小学生ファミリーエコ チャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや食品ロス削減、プラスチックごみや海ごみ削減等の取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。		循環型 社会推進課
	食品ロス削減の 輪を広げよう! 学校連携事業	若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図るため、小学校と連携して食品ロスの問題解決に向けた取組を実践する大学に助成します。		
	おかやま 子ども未来塾事業	子どもたちが「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、文化への関心を持つきっかけづくりとするため、文化芸術の指導者を学校に派遣します。		
	夏休み文化体験 大集合!!	地域のアーティストを講師として、子どもを対象とした各種の文化芸術講座と文化芸術体験イベントを開催します。		スポーツ 振興課
	「つくるう・のぼそう」 スポーツプロジェクト	中学生を対象に専門的な実技指導等を受ける機会を設けます。		
	夢に向かって 世界に羽ばたけ! 岡山の高校生 応援事業	留学促進のための講演会や留学相談会を行うフェアを開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。また、留学コーディネーターの配置等による高校生の留学、海外姉妹校提携・交流の促進などにより、海外大学進学への意識の向上を図るほか、家庭の事情等により留学を諦めることのないよう、留学支援金に「チャレンジ枠」を設けます。		
	外国語教育指導 強化対策事業	外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図ることを目的として、外国語指導助手(ALT)を県立学校に計画的に派遣するとともに、韓国慶尚南道との交流を通じ、中学生を対象とした国際交流を推進します。		
	AIを活用した 高校生の英語4技能 向上プロジェクト	指定校5校に英語AI教材を導入するほか、外国語指導助手(ALT)を増員し、指定校におけるAI教材とALTによる指導の効果的な組み合わせを実証研究するとともに、県立高等学校のALTの配置状況を改善し、県立高校生の英語力の底上げを図ります。		
	サイエンス チャレンジ	理数への興味関心が高い中・高校生に対し、理科・数学等の複数分野のチーム対抗の競技会を開催し、団体で協力して課題に取り組む機会を設け、更なる興味関心の高揚及び学力の向上を図ります。また、理数科・理数系コース課題研究発表会との連携を図り、探究を深めます。		
STEAM教育推進 プロジェクト	大学、企業、スーパーサイエンスハイスクール指定校、DXハイスクール指定校、スマート専門高校などで構成する「STEAM教育研究推進委員会」を設置し、STEAM教育の本質について研究しながら、デジタル等成長分野を支える人材の育成を図ります。			
次世代おかやま「夢育」 ネットワーク事業	高校生が「夢」を育み、その実現に向けた課題を見だし、解決のために学校の枠を越え、他者と協働して学び、探究する機会を創出するため、各種ワークショップやセミナー、フォーラム等を開催します。			

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)	高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、必要なICT機器の整備等を行います。	高校 教育課	
	オンライン国際交流コーディネーター配置事業	県教育委員会にコーディネーターを配置し、交流先の開拓や調整等を行うことで、県立高等学校等におけるオンライン国際交流の円滑な実施を図ることにより、生徒の留学への興味や意欲を高め、海外留学生数の増加に繋がります。		
	産業界と連携した「リアルな学び」推進事業	県教育委員会に連携コーディネーターを配置し、県立高等学校と地元産業界等との連携が円滑に行えるようサポートします。		
	高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導・定着指導等のキャリア教育の支援を行います。	教育 情報化 推進室	
	ICT活用指導力レベルアップ推進事業	管理職・活用推進担当者・教職員それぞれの職務・力量等に応じた授業観の転換を意識した研修・支援を充実させ、自立した学習者を育成できるよう教職員のICT活用指導力の向上を促進します。		
	ICT活用による個別最適な学習推進モデル事業	県立高校3校をモデル校に指定し、ICT環境やEdTechサービスを学び直し・授業・家庭学習のあらゆる場面で活用することで、モデル校の生徒の学習習慣・基礎学力の定着を図るとともに、生徒・学校の変容状況等からICTを活用した個別最適な学びの教育効果を検証・発信します。		
	ICT支援員配置事業	県立学校全校へのICT支援員による定期的な訪問支援に加え、端末やICT機器、ネットワークトラブル等に関する学校からの相談に対応できるよう、ICT支援員による臨時訪問支援や、関係業者・教育情報化推進室等の関係機関に対応を引き継ぐ体制を構築します。		
	岡山県学力・学習状況調査	児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握するため、県独自の調査を実施し、授業改善や個に応じたきめ細かい指導に活用します。		
	学力定着状況確認テスト・定着状況ウォームアップ	全国及び岡山県学力・学習状況調査で把握した課題の改善状況についてCBT(Computer Based Testing)方式による確認テストを学期に1回程度実施し、年度末までに課題の解消を図ることで、つまづきを翌年度に繰り越さない改善サイクルを確立します。		
	授業改革支援事業	授業改革推進リーダー等を中心とした地域ごとの課題改善に向けた取組の推進や学校経営アドバイザーによる学校の組織力の向上などを支援します。		
	主体的な学びの基盤づくり事業	公立小中学校に地域人材等を支援員及び指導員として配置し、放課後をはじめ朝学習や休憩時間等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		
	道徳教育総合支援事業	道徳の指導方法の工夫、教科書や教材の活用の在り方、評価等に関する研修会を開催するとともに、郷土の偉人に関する授業パッケージの活用を図ります。		
	(再掲) 夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。		
	おかやま夢発信・交流事業	小・中学生が地域の多様な「人・もの・こと」と関わりながら主体的かつ探究的な学習に取り組んだ成果を募集し、優れた取組を部門ごとに表彰する「おかやま学びたい賞」を実施します。併せて、実践発表・交流の場として「おかやま学びたい賞フォーラム」を開催し、優れた取組を県内に普及します。	義務 教育課	
	生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業	公立中学校の生徒会が自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援し、中学生が自身の個性や創造力を伸ばす力を育成します。		
	みんなでチャレンジランキング	クラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競うことで、園児・児童生徒の運動の習慣化を図ります。		
	体力アップ・マイベストチャレンジ!	新体力テストの8種目の中から、自分が記録を伸ばしたい2種目を選んで自己記録更新を目指すことにより、児童生徒の体力向上への意欲を高め、自己記録更新に向けて一人ひとりが具体的な取組を行うことにより、運動習慣の定着を図ります。		
	いきいき岡山っ子☆運動習慣カード	年3回、ピンゴカードの要素を取り入れた「いきいき岡山っ子☆運動習慣カード」を配付し、児童自らが運動や体を動かす遊びの実施状況を把握することで、自発的かつ継続的に運動しようとする意欲を高めます。	保健 体育課	

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)家庭の教育力の向上	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	(再掲)生き生きおかやま家庭教育応援事業	社会全体で家庭教育を応援する気運を高めるため、市町村の家庭教育支援チームの設立促進やマンガ版「わが家のすこやか日記」の作成、「親育ち応援学習プログラム」のリニューアルなどを行います。		
(3)地域の教育力の向上	「おはよう、おかえり」県民運動	「おはよう、おかえり」のあいさつや、登下校時に合わせた庭掃除や買い物で、子どもへ目配りや気配りをする「おはよう、おかえり」県民運動を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	青少年健全育成推進事業	青少年健全育成強調月間(7月、11月、3月)を設定し、県民総ぐるみによる青少年健全育成運動の推進を図ります。また、(公社)岡山県青少年育成県民会議と連携し、青少年健全育成の諸活動を展開します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	地域学校協働活動推進事業	地域学校協働活動アドバイザーを、要望のあった市町村及び学校へ派遣し、地域学校協働本部への指導・助言を行ったり、県立学校における地域学校協働活動推進員に係る財政支援を行ったりすることで、地域学校協働活動の一層の充実と地域学校協働本部の整備率向上を図ります。		

## 2 子ども・若者の社会性向上

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)規範意識と社会性の確立	私立学校等 人権教育指導補助金	私立学校等における様々な人権問題について、理解と認識を深める教育の総合的な推進を図るため、学校法人等が行う事業に対して補助します。	総務部	総務学事課
	消費者啓発講座 強化事業	消費者被害防止のため、学校や職場等へ消費生活相談員やボランティア講師を派遣する出前講座を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	(再掲) おかやま・もったいない! 小学生ファミリーエコ チャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや食品ロス削減、プラスチックごみや海ごみ削減等の取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。	環境文化 部	循環型 社会推進課
	(再掲)食品ロス削減 の輪を広げよう! 学校連携事業	若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図るため、小学校と連携して食品ロスの問題解決に向けた取組を実践する大学に助成します。		
	青少年健全育成に 向けた講師派遣事業	家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する講師を各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に派遣します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	県立学校人権教育 サポート事業	自他の生命及び個人の尊厳等を尊重する教育を充実させ、児童生徒の人権尊重への理解や人権感覚の育成を図るとともに、心理検査を活用し一人ひとりが尊重され、意欲的に学習や活動に取り組むことができる学校づくりを推進します。また、県立学校における教職員の資質能力と指導力の向上を図ります。	教育庁	人権教育・生徒指導課
(2)子ども・若者一人ひとりの悩みや不安に応じた支援	岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	子ども・福祉部	子ども家庭課

3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課		
(1)夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成	岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外学習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。	環境文化部	自然環境課	
	博学・博社連携事業	美術館教育と学校教育が協働することを通して、家庭環境に左右されことなく児童生徒、そして学生一人ひとりに「交流の場」としての美術館プログラムを活用する機会を提供します。そして、自己肯定感を持ち自分自身の可能性を見出すことをサポートします(スクールプログラム、出前授業、みんなの参観日)。 また、子どもから若者まで幅広い年齢層の発達段階も加味し、間口の広い、そして多様で深い学びの場を提供するために、異分野社会教育施設と協働プログラムを企画・実施します。		文化振興課(県立美術館)	
	こんにちは美術館事業	美術を通して、他者とともに学び、誰もが楽しむことができる「交流の場」として美術館プログラムを実施します。特に、子どもやそのファミリー、若者育成事業として、美術館という場や所蔵作品を介して参加者を触発し、参加者の主体的な学びを促すワークショップに重点的に取り組みます(きつづ&じゅにあ・ミュージアム・Lab、ユニバーサル・ミュージアムWS)。		スポーツ振興課	
	晴れの国トップアスリート派遣事業	県内のトップアスリート等を、学校やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等に派遣し、スポーツに関わる機会を提供します。		産業労働部	産業振興課
	おかやまトップクラブチーム応援加速事業	県内をホームタウンとするトップクラブチームの試合において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。			
	おかやまスポーツ大会開催支援事業	西日本規模以上のスポーツ大会の開催を支援し、アスリートの活躍に触れる機会の創出等を図ります。			
	おかやま次世代アスリート事業	ジュニア世代を対象に体験会を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。			
	中高生向け科学研究発表コンテスト	科学系サークル活動を行う中高生に研究発表の場を提供する研究発表コンテスト「集まれ!科学への挑戦者」を開催します。	教育庁	義務教育課	
	(再掲)次世代おかやま「夢育」ネットワーク事業	高校生が「夢」を育み、その実現に向けた課題を見だし、解決のために学校の枠を越え、他者と協働して学び、探究する機会を創出するため、各種ワークショップやセミナー、フォーラム等を開催します。			
	(再掲)STEAM教育推進プロジェクト	大学、企業、スーパーサイエンスハイスクール指定校、DXハイスクール指定校、スマート専門高校などで構成する「STEAM教育研究推進委員会」を設置し、STEAM教育の本質について研究しながら、デジタル等成長分野を支える人材の育成を図ります。			
	(再掲)産業界と連携した「リアルな学び」推進事業	県教育委員会に連携コーディネーターを配置し、県立高等学校と地元産業界等との連携が円滑に行えるようサポートします。			
	(再掲)夢への原動力構築事業	幼児期の育ちと学びが小・中学校へ広がるよう、探究的な学びの充実を図るため、モデル地区(2中学校区)において伴走支援体制を構築します。			
	(再掲)おかやま夢発信・交流事業	小・中学生が地域の多様な「人・もの・こと」と関わりながら主体的かつ探究的な学習に取り組んだ成果を募集し、優れた取組を部門ごとに表彰する「おかやま学びたい賞」を実施します。併せて、応募した学校の実践発表・交流の場として「おかやま学びたい賞フォーラム」を開催し、優れた取組を県内に普及します。			
	(再掲)生徒会による「だれもが行きたくなる学校づくり」応援プロジェクト事業	公立中学校の生徒会が自由な発想で行う自主的な企画による活動を支援し、中学生が自身の個性や創造力を伸ばす力を育成します。			
	小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやままなびとサーチ」夢育コンテンツ強化事業	子どもたちが主体的に学び、将来の夢を育むことができるよう、県内社会教育施設等や県内の民間企業の持つ教育資源を活用した学習用動画や、お仕事紹介動画等を作成し、「おかやままなびとサーチ」の夢育コンテンツの強化を図ります。			生涯学習課
「県立図書館フェスタ」事業	県立図書館を会場に、県民が読書に親しむきっかけを作る行事を行い、読書活動を推進するとともに、企画展示等の実施により県立図書館や県の魅力ある情報を発信します。				
夢育パートナーズ推進事業	子どもたちが「夢」や「目標」を見つけるきっかけとなる活動をしている企業や団体を「夢育パートナーズ」として登録し、学校や地域とのマッチングを行うことで、子どもたちの豊かな体験活動の充実を図ります。				

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)地域づくりで活躍する若者の応援	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	新・ももたろう未来塾	次世代を担うチャレンジ精神や実行力のある若者の育成を行うとともに、多様な分野において地域づくりに取り組む者同士の仲間づくりやネットワークを構築するための講座を開催します。	県民生活部	県民生活課
	おかやま高校生地域未来創造事業	高校生が中山間地域等において地域の課題解決に取り組むことにより、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図り、中山間地域で活躍する次代の人材を育成します。	教育庁(県民生活部)	高校教育課(中山間・地域振興課)
	(再掲)道徳教育総合支援事業	道徳の指導方法の工夫、教科書や教材の活用の在り方、評価等に関する研修会を開催するとともに、郷土の偉人に関する授業パッケージの活用を図ります。	教育庁	義務教育課

## 4 子ども・若者の居場所づくり

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ整備事業	市町村が実施する放課後児童クラブの整備を支援します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	(再掲)地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。		
	放課後児童クラブ運営支援強化事業	放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や体験活動の取組等を支援します。		
	放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブに従事する人が必要な知識や技能を修得するための研修を実施します。		
	(再掲)岡山県・市町村子育て支援施策推進会議	岡山県・市町村子育て支援施策推進会議の開催等を通じて、県と市町村が連携して、保育人材の確保や待機児童対策など、子育て支援の取組を推進します。		
(3)放課後子ども教室の充実	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(4)民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり	おかやま子ども支援ネットワーク事業	困難な問題を抱える子どもへの支援を行っている民間団体間でのネットワークを構築し、食材や情報の共有や研修会等の開催を通じて、居場所同士の連携や子どもへの対応力の強化を図ります。	子ども・福祉部	子ども家庭課

## 5 地域・世代間交流の促進等

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)地域・世代間交流の促進	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	離島魅力発信・交流促進事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成します。	県民生活部	中山間・地域振興課
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(2)多様な体験・スポーツ・文化活動の推進	(再掲)職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等との連携・協働した取組、自然体験活動、ボランティア活動、伝統文化に関する活動の体験・修得、食に関する指導の充実等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	児童生徒人権啓発ポスター募集事業	県内の児童生徒から人権に関するポスターを募集し、児童生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、応募作品を活用して県民への人権啓発を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課		
(2)多様な体験・スポーツ・文化活動の推進	(再掲)環境学習エコツアー	小・中学校や児童・生徒で構成する各種団体を対象に、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	脱炭素社会推進課		
	(再掲)環境学習出前講座	NPO等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化やエネルギー、自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。			
	みどりふれあい事業	県民総参加によるみどり豊かな郷土づくりを推進するため、みどりの大会の開催、緑の募金活動、緑の少年隊等の育成、指導といった各種緑化関連事業を実施します。			
	(再掲)岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外学習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。	環境文化部	自然環境課	
	(再掲)博学・博社連携事業	美術館教育と学校教育が協働することを通して、家庭環境に左右されることなく児童生徒、そして学生一人ひとりに「交流の場」としての美術館プログラムを活用する機会を提供します。そして、自己肯定感を持ち自分自身の可能性を見出すことをサポートします(スクールプログラム、出前授業、みんなの参観日)。 また、子どもから若者まで幅広い年齢層の発達段階も加味し、間口の広い、そして多様で深い学びの場を提供するために、異分野社会教育施設と協働プログラムを企画・実施します。			
	(再掲)こんにちは美術館事業	美術を通して、他者とともに学び、誰もが楽しむことができる「交流の場」として美術館プログラムを実施します。特に、子どもやそのファミリー、若者育成事業として、美術館という場や所蔵作品を介して参加者を触発し、参加者の主体的な学びを促すワークショップに重点的に取り組みます(きつず&じゅにあ・ミュージアム・Lab、ユニバーサル・ミュージアムWS)。			
	若者×美術館～新たな楽しみ見つけた!事業～	若年層や日頃美術館になじみのない方にも気軽に来館してもらえるよう、美術以外の分野とコラボしたイベントやワークショップを開催します。(地元高校生の主体的な参画による展覧会関連のイベント等)			
	地域クラブ活動環境整備事業	地域指導者の確保や資質の向上を図り、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の環境整備を進めます。			
	(再掲)おかやまトップクラブチーム応援加速事業	県内をホームタウンとするトップクラブチームの試合において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。			スポーツ振興課
	おかやまSport in Life推進事業	幼保等へ指導者を派遣し、親子での運動プログラムの実践等を行い、子どもたちのスポーツ活動を推進します。			
青少年の島事業	青少年が自然とのふれあいを通じて自然の厳しさ、尊さを知るとともに、団体生活を行うことにより、勇気・友情・忍耐力を養う場を提供します。	子ども福祉部	子ども家庭課		

## IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

### 1 社会的養育体制の充実

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子どもの権利擁護の推進	子どもの権利擁護推進事業	子どもの権利擁護の観点から、弁護士等が一時保護や里親、施設を利用している子どもの意見を聴き取り、子どもの支援や養育環境の改善等に活かします。	子ども福祉部	子ども家庭課
(2)地域における包括的な支援体制の充実	市町村こども家庭センターサポート事業	市町村こども家庭センターの設置や運営支援を図るため、専門家を派遣し、事例検討会や研修会等を実施します。		
(3)里親等の積極的な推進	里親養育包括支援事業	それぞれの事情により、家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持ち、健やかに養育する里親制度の普及啓発や里親への委託の推進、養育支援等を行います。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4)施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化	児童養護施設小規模化推進事業	虐待等の理由により、児童養護施設を利用している子どもに、できる限り家庭的な環境の中で、きめ細やかな支援を行うため、施設の小規模・地域分散化に伴う施設整備に係る経費の一部を補助します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
(5)自立支援の充実	社会的擁護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行うとともに、一時避難的かつ短期間の居場所を提供するなど、居住支援、生活支援を行います。		
(6)児童相談所の体制強化	児童相談所法的対応強化事業	虐待を受けた子どもの安全等を確保するため、法的対応を必要とする場合に備え、弁護士と顧問契約を締結する等により、児童相談所の体制を強化します。		

## 2 子ども虐待防止対策の充実

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)児童相談所の機能強化と市町村への支援	児童虐待対応力向上事業	児童相談所職員等の資質及び専門性の向上を図るため、人材育成研修を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)市町村こども家庭センターサポート事業	市町村こども家庭センターの設置や運営支援を図るため、専門家を派遣し、事例検討会や研修会等を実施します。		
(2)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり	性暴力・配偶者暴力被害者等支援充実事業	性暴力・DV被害者等の保護及び自立に向け、休日の相談窓口の整備、地域生活への移行サポート、住環境サービスの提供、性暴力・DV被害者等の子どもの支援を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
	ストップ・DV事業	DV被害者の支援を広げるため、DVに関する理解を深めたサポーターを養成し、地域におけるDV被害者の早期発見や普及啓発に取り組みます。		
	SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業	SNSを活用したプッシュ型アプローチによりDV等の困難な問題を抱える女性に対して「気づき」を促し、相談機関等を周知します。		
	支援調整会議開催事業	行政や民間団体等の関係者が集まり、DV等の困難な問題を抱える女性への支援内容等の協議を行う支援調整会議を開催し、関係機関の連携の強化を図ります。		子ども家庭課
子ども虐待防止強化事業	子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた気運の醸成を図ります。			
(3)子どもへの虐待の予防	教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	(再掲)おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として、「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。	保健医療部	健康推進課
	県立学校等児童虐待等対応研修	児童相談所、NPO等との協働による専門的な研修を実施し、教職員の児童虐待等対応力の向上を図ります。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	人権教育教職員研修	子どもに係る喫緊の課題であるいじめや児童虐待等に関する正しい認識を深め、子どもの心身の「育ち」を支えられるようにします。また、すべての教職員が人権教育を組織的・系統的に進めるための研修を実施します。		
(4)子どもへの虐待の早期発見・早期対応	(再掲)子ども虐待防止強化事業	子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた気運の醸成を図ります。	子ども・福祉部	子ども家庭課
(5)虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援	親子関係再構築支援事業	虐待を受けた子どもや親等の家族へ医学的知見等に基づくプログラムにより、心理的側面からのケアを行う等、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を実施します。		
(6)支援者の人材育成	こども家庭ソーシャルワーカー認定資格取得促進事業	新たに創設されたこども家庭ソーシャルワーカー認定研修の受講を通じて、専門性を高め、児童相談所等における相談支援等の質の向上を図ります。		
(7)子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	重大事例の検証	虐待による死亡等の重大事例について、事実の把握を行い、子どもの視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。		

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)障害のある子ども・若者の支援	(再掲)障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
	特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用を実施する私立学校に助成します。		
	障害児通所給付費等	障害のある子どもが障害児通所支援等のサービスを利用した際に支給される給付費等の一部を負担します。	子ども・福祉部	障害福祉課
	自立支援給付費	障害のある若者が障害福祉サービスを利用した際に支給される給付費の一部を負担します。		
	障害児等療育支援事業	在宅障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談が受けられる療育機能の充実を図ります。		
	短期入所サービス拡大促進事業	在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、短期入所サービスを提供する事業所を支援します。		
	障害者医療費公費負担制度	障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。	教育庁	特別支援教育課
	特別支援教育推進事業	特別支援学校における新たな教育課題への対応や特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育体制整備の充実を図ります。		
特別支援学校等職業自立推進事業	特別支援学校等で学ぶ生徒たちの卒業後の職業自立に向けて、就労支援コーディネーターの配置により、就労体験への支援や職場実習の受入先及び就労先の開拓を図ります。また、就労への意識や意欲の向上を図るため、日頃の学習の成果を広く発表する機会を設けます。			
(2)発達障害のある子ども・若者の支援	ペアレントメンター養成・派遣事業	発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、先輩保護者の立場から相談や助言を行うことにより、子育てに不安を持つ保護者を支援します。	子ども・福祉部	障害福祉課
	家族支援のスキル向上支援事業	子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、発達障害の特性のある子どもと保護者が安心して過ごせる支援拠点づくりに取り組む市町村を支援します。		
	乳幼児期支援体制整備事業	発達障害の特性を早期に把握するアセスメントツールの普及等により、発達障害の特性のある子どもの早期支援を図ります。		
	学齢期支援体制整備事業	発達障害の特性のある子どもが、早期に就労を見据えた自己理解や相談スキルの獲得ができるよう、中学高校連携時における関係機関の連携の強化を図ります。		
	成人期支援体制整備事業	県庁における職場研修の実施や研修会の開催により、発達障害のある人の就職と就労の継続を支援します。また、発達障害のある青年の支援拠点づくりに取り組む市町村を支援します。		
	発達障害診断待機解消モデル事業	県内の二次保健医療圏の1圏域において、診断待機時間短縮の効果を測定するモデル事業を実施することにより、県内の診断待機の課題やその解決策を検討します。		
	身近なかかりつけ医等の対応力向上事業	地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修の実施により、早期支援や他領域との連携による支援等のための対応力の向上を図ります。		
	発達障害県民理解促進事業	イベントの実施、SNSの活用、世界自閉症啓発デーなどの機会を捉え、発達障害への理解促進を図ります。		
発達障害者キーパーソン活動促進事業	地域の最も身近な理解者となる人材を確保するとともに、支援の中核を担う人材の育成を図ります。			

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)発達障害のある子ども・若者の支援	発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある人や家族等からの発達や就労等に関する相談対応、関係機関との連携等により、総合的な支援体制の整備を図ります。	子ども・福祉部	障害福祉課
	発達障害者地域支援体制サポート事業	発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村等への助言、指導、調整等を総合的に実施します。		
	発達障害者支援体制整備事業(県支援体制整備事業)	法に基づき県が設置する発達障害者支援地域協議会において支援施策を協議する等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)	市町村に配置された発達障害者支援コーディネーターの支援や、県発達障害者支援センターとの連携強化により、市町村の発達障害支援体制の充実を図ります。		
	インクルーシブ教育システム構築支援事業	特別支援学校教員からなる特別支援教育エキスパート等の派遣や小・中・高等学校における通級による指導の充実、居住地校交流の充実等により、発達障害を含め特別な支援を必要とする幼児児童生徒へ多様な学びの場を提供し、インクルーシブ教育システム構築の推進を図ります。	教育庁	特別支援教育課
(3)ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援	ひきこもり専門窓口の設置・運営事業	精神保健福祉センター、保健所・支所に「ひきこもり相談窓口」を設置し、電話、来所等による相談に応じるとともに、必要に応じて訪問型の支援を行います。	保健医療部	健康推進課
	子ども・若者育成支援ネットワーク事業	県の子ども・若者支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関・団体が密接に連携し、困難な状況にある子ども・若者の支援が行えるよう、ネットワークの強化に努めます。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な委託支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
(4)少年の非行防止と立ち直り支援	再犯防止等推進事業	「第2次再犯防止推進計画」に基づく各種施策を総合的に推進するとともに、再犯防止に対する理解を深める普及啓発を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
	広域補導の推進	岡山県広域特別補導協議会に委託し、青少年の非行の広域化に対応するため、中・高校生に対する列車・バス及び各地の催しにおける補導を実施します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	少年非行防止対策の推進	学校等と連携した非行防止教室やSNSを活用した動画広告による注意喚起等により少年の規範意識の向上を図ります。	警察本部	少年課
	立ち直り支援活動の推進	継続的に対象の少年や保護者と連絡を取り、面接等により指導・助言を行うとともに、様々な活動を通じて、少年の規範意識の向上や社会との絆の強化を図ります。		
(5)いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応	(再掲)教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	(再掲)岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業	アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムを県立学校に導入し、いじめを受けたり、悩みや不安を抱えた生徒が安心して相談できる体制を構築します。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	1人1台端末を活用した心の健康観察事業	1人1台端末を活用した心の健康観察を県立学校20校程度に導入することにより、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS等の変容に早期に対応し、積極的に対応することで、不登校の未然防止を図ります。		
	スクールカウンセラー配置事業	学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを公立全小中学校に配置します。		
スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	児童生徒の問題行動等の背景にある複雑な家庭環境や本人の特性等に早期から対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、地域ごとの関係機関による連携の強化を推進します。			

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(5)いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応	学級崩壊等早期対応事業	問題行動が見え始めた学校に対して、警察OBと教員OBのペアによる集中指導員等を一定期間継続的に派遣し、指導体制の強化を図るとともに、授業エスケープ等が見られる児童生徒の教室復帰に向けた学習支援等を行う別室指導支援員を一定期間配置します。	教育庁	人権教育・生徒指導課
	教育相談員配置事業	いじめや不登校等の相談に応じる教育相談員を、県青少年総合相談センターに配置し、電話及び面接による相談窓口を開設します。		
	思春期サポート事業	いじめや不登校のほか、リストカット等の問題を抱える生徒に対するカウンセリングやロールプレイング等を用いた自殺防止教室等を実施するため、臨床心理士等を高等学校へ招へいし、高等学校の教育相談力の向上を図ります。		
	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しない状況がある公立小・中学校に対して、保健福祉等の専門家による専門指導員(学級サポートリーダー)を派遣するとともに、教育支援員を一定期間配置し、問題解決を支援します。		
	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	公立小学校において、学校訪問や研修等により、不登校対策担当者を中心とした長期欠席・不登校対策に係る対応のシステム化を推進し、学校訪問や研修等によって、組織的な対応力を向上させるとともに、登校支援員の家庭に対する登校アプローチや別室支援員による別室対応などにより、長期欠席・不登校傾向にある児童への支援を行います。		
	心の居場所推進プロジェクト	小学校には専属教員、中学校には専属教員と支援員を配置した自立応援室を設置し、教室復帰に向けた生活支援、学習支援等を行い、長期欠席・不登校の解消を図るとともに、別室指導の成果の普及や、自立応援室の設置拡充に向け、自立応援室推進員を派遣し、設置及び運営を支援します。		
	高等学校における自立応援室設置促進研究事業	県立高校を研究校に指定し、支援員を自立応援室に配置し、個々の状況に応じた生活支援等を行い、学校(教室)への復帰を目指すとともに、一時避難等により、長期欠席・不登校の未然防止に努め、今後の拡充に係る実践研究を行います。		
	多様な生徒を対象とした特色ある高校づくり推進事業(岡山県教育支援センター「My Place」の設置)	県立高校内に、様々な理由で登校できないが、高校進学を目指している中学生の新たな居場所となる教育支援センターを設置し、不登校生徒の社会的自立を支援します。		
不登校児童生徒「心の居場所」オンライン支援事業	社会とつながることが困難な不登校児童生徒に対し、オンライン上の居場所を確保し、県総合教育センターに、支援員等をスタッフとして配置して、個別または複数での活動を通じ、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。	警察本部	少年課	
(6)多様な背景を持つ子ども・若者の支援	外国人入学生受入れのための環境整備	外国人入学生受入れのための校内サインの設置、学校生活等のための通訳やサポート人材等の配置等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	留学生等による国際理解学習支援プログラム	小学校へ留学生や県内在住外国人を講師として派遣し、出身地の紹介や歌やゲーム等による児童との交流を通じて、子どもたちの異文化への関心や、外国語への学習意欲の向上を図ります。	県民生活部	国際課
	子ども日本語学習サポーター事業	日本語学習支援が必要な外国人児童生徒などの在籍する学校などへ日本語学習支援者として「子ども日本語学習サポーター」を派遣するとともに、同サポーターを養成するための研修会を行います。		
	岡山県外国人相談センター運営事業	県内在住外国人の日常生活に関する様々な相談に多言語で対応します。	保健医療部	健康推進課
	岡山県全世代型アウトリーチ事業	多職種の専門家で構成する「複雑困難な状況にある子ども・若者対応アウトリーチチーム」を設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や助言を行います。		
	(再掲)社会的擁護自立支援拠点事業	社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行うとともに、一時避難的かつ短期間の居場所を提供するなど、居住支援、生活支援を行います。	子ども福祉部	子ども家庭課
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金	児童養護施設対象者等の自立を支援するため、生活資金、家賃支援費、資格取得支援費等の貸付を行います。		
	自殺予防教育推進事業	教職員対象のSOSの出し方に関する教育に係る研修講座を開催し、教職員が自殺予防のための正確な知識や児童生徒のSOSへの対応力を身に付けます。	教育庁	人権教育・生徒指導課

## 4 ひとり親家庭等の自立支援

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)相談機能の強化	母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭及び寡婦の子どもの養育や家計及び家事などの不安や悩みの相談を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
(2)子育て・生活支援の強化	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦で、修学や疾病等により、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な世帯に対して、家庭生活支援員を派遣します。		
(3)経済的自立の支援	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。		
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等の各種資金の貸付を行います。		
	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、支援策の情報提供や弁護士相談の実施、生活・就業全般の寄り添い支援を行います。		
(4)就業支援の強化	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等に対し、就職に有利な資格取得に必要な教育訓練の受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を図ります。		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し資格の取得を目指すひとり親家庭及び母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている休職中のひとり親に対し、就職準備金や住宅支援資金等を貸し付け、経済的自立を支援します。		
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス付訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課

## 5 子どもの貧困対策の推進

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)教育の支援	私立高等学校等学び直し支援金	高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行います。	総務部	総務学事課
	(再掲)高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	(再掲)私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	(再掲)奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課		
(1)教育の支援	(再掲)教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を実施する私立学校に助成します。	総務部	総務学事課	
	(再掲)特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用を実施する私立学校に助成します。			
	(再掲)外国人入学生受入れのための環境整備	外国人入学生受入れのための校内サインの設置、学校生活等のための通訳やサポート人材等の配置等を実施する私立学校に助成します。			
	高等教育の修学支援事業(私立専門学校授業料減免費負担金)	住民税非課税及びそれに準ずる世帯、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生に対して、私立専門学校への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。			
	進学・就職準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学や高等学校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	子ども・福祉部	地域福祉課	
	(再掲)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等の各種資金の貸付を行います。		子ども家庭課	
	高等学校就学支援金	授業料に充てるための就学支援金及び学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。	教育庁	財務課	
	奨学のための給付金	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。			
	定時制高等学校修学奨励費	定時制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。			
	通信制高等学校修学奨励費	通信制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課	
	(再掲)主体的な学びの基盤づくり事業	公立小中学校に地域人材等を支援員及び指導員として配置し、放課後をはじめ朝学習や休憩時間等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		義務教育課	
	特別支援学校就学奨励費	特別支援学校(市立特別支援学校を含む)に就学する児童生徒及び保護者に係る就学に必要な経費のうち、法律及び補助金交付要綱で定められた経費を都道府県及び国がその全部又は一部を負担します。		特別支援教育課	
	要保護準要保護児童生徒援助費	県立学校の要保護及び準要保護児童生徒の、医療費の負担及び給食費の援助を行います。		保健体育課	
	烏城高校夜食費	勤労青少年の高等学校の夜間定時課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、岡山県立烏城高等学校の夜間定時課程に在学し、職を有する者を対象として夜食費の補助を行います。		生涯学習課	
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動や家庭教育支援の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。			
	育英事業	経済的理由により修学困難な高校生に対して、教育の機会均等に資するため、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金事業等に対して助成を行います。			
	(再掲)スクールカウンセラー配置事業	学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを公立全小中学校に配置します。			
	(再掲)スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	児童生徒の問題行動等の背景にある複雑な家庭環境や本人の特性等に早期から対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、地域ごとの関係機関による連携の強化を推進します。		子ども・福祉部	地域福祉課
	一時保護委託拡充事業	支援を必要とする女性の様々なニーズに応じることが出来るよう、母子生活支援施設等の一定の基準を満たす者に、一時保護委託を行います。			
(2)生活の支援	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労や自立に向けての各種相談を受け、抱えている課題を評価、分析して自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。			

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)生活の支援	(再掲)進学・就職準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等に進学や高等学校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	子ども・福祉部	地域福祉課
	子どもの居場所づくり促進事業	地域住民やNPO等が居場所を立ち上げる際の支援を行います。		子ども家庭課
	(再掲)おかやま子ども支援ネットワーク事業	困難な問題を抱える子どもへの支援を行っている民間団体間でのネットワークを構築し、食材や情報の共有や研修会等の開催を通じて、居場所同士の連携や子どもへの対応力の強化を図ります。		
	子ども食堂応援ファンド事業	個人や企業から寄附を募り、県内の子ども食堂へ運営費として配布し、子ども食堂の持続可能な活動を支援します。		
	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	新規卒業者合同就職面接会開催事業	就職未内定の新規卒業者(卒業後3年以内を含む)を対象とした就職面接会の開催などにより、未内定者をフォローし、新規卒業者等の就職促進を図ります。		産業労働部
(再掲)おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。			
(3)保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。	子ども・福祉部	子ども家庭課
	(再掲)母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母等に対し、就職に有利な資格取得に必要な教育訓練の受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行い、ひとり親家庭の自立を図ります。		
	(再掲)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し資格の取得を目指すひとり親家庭及び母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている休職中のひとり親に対し、就職準備金や住宅支援資金等を貸し付け、経済的自立を支援します。		
	(再掲)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	(再掲)再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課

## V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

### 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)企業の意識改革への取組	男性育児休業取得等促進事業	企業に対し、男性の育児取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育児を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識啓発のためのセミナーを実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	(再掲)おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	経営者等の意識醸成推進事業	企業と連携した取組事例の情報発信やエリアセミナー等により、経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成します。		
	企業版子育て支援情報展開事業	企業の子育て支援の実行を後押しするため、企業版子育て支援ポータルサイトの運用による情報発信力の強化や優良事例の横展開を図ります。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)企業の意識改革への取組	子育て応援宣言企業等取組推進事業	従業員への子育て支援について、先進的な取組を実施する事業者を表彰するとともに、アドバンス企業のメリット拡充等を行い、企業等のさらなる子育て支援の取組を促進します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	従業員の子育て支援応援事業	子育てと仕事の両立支援のため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付します。		
	働き方改革推進事業	多様で柔軟な働き方を推進するため、セミナーやガイドブック等でテレワーク等の柔軟な働き方や企業の優良事例、法令や両立支援制度等についての情報発信を行うことにより、企業の意識改革を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
(2)出産・子育てがしやすい職場環境の整備	(再掲)男性育児休業取得等促進事業	企業に対し、男性の育児取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育児を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識啓発のためのセミナーを実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	県内内保育施設設置計画策定事業	子育てをしながら安心して働ける職場環境づくりに向けた企業の取組を促進し、結婚・子育てを応援する機運のさらなる醸成が図られるよう、県が自ら目に見える形で子育てと仕事を両立できる職場環境を整備するため、県内内保育施設の設置計画を策定します。	子ども・福祉部	子ども未来課
	(再掲)経営者等の意識醸成推進事業	企業と連携した取組事例の情報発信やエリアセミナー等により、経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成します。		
	(再掲)子育て応援宣言企業等取組推進事業	従業員への子育て支援について、先進的な取組を実施する事業者を表彰するとともに、アドバンス企業のメリット拡充等を行い、企業等のさらなる子育て支援の取組を促進します。		
	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度の導入やアドバンス企業の認定を受けている場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	土木部	監理課
(3)男女がともに協力して子育てする意識の醸成	ウィズカレッジ事業	男女共同参画を進める上で必要となる最新の情報や知識を広く提供するオンライン講座を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	女性活躍推進員の配置・地域啓発事業	県内全域での男女共同参画を推進するため女性活躍推進員をウィズセンターに配置し、出前講座や市町村等が希望する研修のコーディネート等を実施します。		
	(再掲)パパ・グランパ・グランマカアップ事業	新たにパパになる人等を対象に、男性の積極的な育児取得や家事・育児参画を図る講座を実施します。また、父親や祖父母に向けた子育て応援BOOKを作成・配布します。	子ども・福祉部	子ども未来課
(4)出産・子育て後の女性の再就職等の支援	女性のキャリア形成応援事業	仕事と家庭の両立や女性特有の健康課題に加え、起業支援など女性がキャリアを築く上での課題解決に役立つオンライン講座を実施します。	県民生活部	人権・男女共同参画課
	女性管理職等との交流会	女性のキャリア形成に関する課題の解決とネットワーク構築を図るため、ロールモデルとなる女性管理職等との交流会を実施します。		

## 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)周産期・小児医療体制の整備	小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を整備します。	保健医療部	医療推進課
	小児救急医療支援事業	二次医療圏域単位で、夜間・休日の小児救急医療体制を確保します。		
	小児救急電話相談等事業	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことを目的とします。		
	周産期医療対策推進事業	安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制を整備します。		

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)周産期・小児医療体制の整備	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、当該施設までの交通費及び宿泊費の助成を行う市町村へ補助を行います。	保健医療部	医療推進課
(2)小児慢性特定疾病の医療の推進	小児慢性特定疾病医療費	小児の慢性疾患のうち、その療養や高額な医療費負担が長期に続く疾病について、医療費の自己負担額を所得に応じて公費負担します。		医薬安全課
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の自立に資する事業の充実に努めます。		
(3)感染症対策の推進	感染症発生动向調査事業	保健所・県・環境保健センター・厚生労働省間を結ぶシステムにより感染症の流行状況を早期に把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施し、分析、公表することにより、感染症の予防及びまん延防止に努めます。	疾病感染症対策課	
(4)病児保育の充実	(再掲)地域子ども子育て支援事業	市町村が実施する地域子ども子育て支援事業(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の実施に必要な費用の一部を交付するなど、市町村による事業実施を支援します。	子ども福祉部	子ども未来課

### 3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保	県営住宅優先的選考入居	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯の県営住宅への入居に際し、優先的に選考します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	土木部	住宅課
	リノベで子育て！空き家改修補助事業	子育て世帯が居住するために行う空き家住宅の改修を支援します。		
(2)子育て支援情報の提供や相談体制の充実	被害少年やその保護者等の精神的負担軽減等の推進	犯罪、児童虐待等による被害少年やその保護者等の精神的負担の軽減又は回復を図るため、計画的なカウンセリング等を継続して支援するとともに部外専門家、関係機関、ボランティア等と緊密な連携を実施し、被害少年の状況に応じた適切な支援を推進します。	警察本部	県民広報課

### 4 安全・安心な子育て環境の整備

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	食育ネクストステージプロジェクト事業	「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」及び「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育関係者と連携を図りながら、減塩や野菜摂取量の増加、小・中学生の朝食を毎日食べる割合100%の達成などに向け、各地域における食育をさらに推進します。	保健医療部	健康推進課
	リスクコミュニケーション推進事業	食品の安全性に関する正しい理解を県民へ広く浸透させるため、食品関連事業者及び一般消費者の相互理解を深めます。また、食品の安全性についてわかりやすく効果的に伝えることのできるリスクコミュニケーションの地域における自主活動を支援します。		生活衛生課
(2)安全な遊び場の整備	都市公園管理	岡山県総合グラウンド、倉敷スポーツ公園の整備・維持管理を行います。	土木部	都市計画課
(3)安全・安心な生活環境の整備	安全・安心まちづくりの推進	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等の普及に努めるとともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進します。	県民生活部	くらし安全安心課
	交通安全施設整備事業	通学路や交通事故の多発している幹線道路等において、交通事故から県民を守るため、歩道等の整備を推進します。	土木部	道路整備課
	交通実態に即した交通規制の実施	安全で円滑な交通環境を実現するため、信号機の整備や交通規制の見直しを行います。	警察本部	交通規制課

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4)安全・安心な社会環境づくり	安全確保の推進	スクールバスにおける警備員等の配置、登下校時における交通安全指導員等の配置、児童・生徒への講習会(防犯、防災、交通安全等)の実施、地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施等を行う私立学校に助成します。	総務部	総務学事課
	交通安全対策の推進	地域の「幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ)」のリーダー研修会の実施や、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発等により、子どもの交通事故防止対策を推進します。	県民生活部	くらし安全安心課
	児童の安全確保	「子ども110番の家」へのセーフティーコーンの設置を支援します。また、「地域安全マップづくり」やアサガク(朝学習)防犯教室などの児童が犯罪に遭わないための教育を推進します。		
	防犯ボランティアの活動促進等	防犯ボランティアに対する研修の実施、「安全・安心通信」の発行による情報提供、青色防犯パトロール実施団体への広報活動用機器の貸与など、自主防犯活動を支援します。		
	“ひとりで悩まないで”性犯罪・性暴力被害者等支援事業	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。		
	消費生活用製品の安全性の確保	子ども用製品に関する事故の情報提供や注意喚起のほか、消費生活用製品安全法に基づく販売事業者への立入検査を実施します。		
	青少年のスマホ・ネット利用のルールづくり促進事業	スマホ・ネットの適正利用促進のための効果的な取組を、外部有識者、携帯電話事業者及び県からなる「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において検討し、実践します。		
	スマホ・ネット問題総合対策	子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発とともに、学校と家庭・地域が連携し子どもを守る体制の構築を進めるとともに、児童生徒の主体的な取組の促進により、スマホ等の適正利用を推進します。	教育庁	人権教育・生徒指導課 生涯学習課
	「心と命の教育活動」の推進	中・高校生等を対象に、犯罪被害者遺族等による講話「心と命の教室」を聴講させることによって、「命の大切さ」等を自覚させるなど、規範意識の向上を図ります。	警察本部	県民広報課
	多様な担い手による見守り活動の活性化の推進	子どもの安全・安心の確保に向け、「ながら見守り」の拡充、企業による防犯CSR活動の拡充、防犯ボランティア団体による自主パトロール活動の支援等に取り組み、見守り活動の活性化を図ります。		生活安全企画課
	子どもの安全対策の推進	子どもを対象とする声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案に関する情報を集約・分析して行為者を特定し、検挙や指導・警告等の先制・予防的な警察活動を推進します。		人身安全対策課
	携帯電話等への不審者情報メール配信事業	子ども被害の犯罪や声かけ、つきまとい等の不審者情報を電子メールで配信することにより、地域における子どもの安全対策や各種防犯意識の高揚を図ります。		
	スマートフォン・インターネット対策の推進	学校等と連携しながら、非行防止教室等あらゆる機会を捉え、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進します。		
	子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進	子どもの性被害につながるおそれがある不適切な書き込み全般に対して注意喚起を行います。		少年課
	被害防止等のための教育・啓発	SNSに起因する子どもの性被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を推進します。		
	被害に遭った子ども・若者への支援	被害を受けた子どもについて、継続的支援が必要と認められる時は、保護者の同意を得た上で、カウンセリングや助言その他継続的な支援を行います。		
子どもの交通安全を確保するための活動の推進	通学路における安全対策や交通指導取締り、段階的かつ体系的な交通安全教育等の取組を推進します。	交通企画課		

## Ⅵ 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

### 1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

項目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)子ども・若者の社会参画の促進	(再掲)消費者啓発講座強化事業	消費者被害防止のため、学校や職場等へ消費生活相談員やボランティア講師を派遣する出前講座を実施します。	県民生活部	くらし安全安心課
(3)子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映	子どもが主役プロジェクト事業	子どもを対象としたアンケートを実施し、計画策定や施策立案などへの活用を図ります。	子ども・福祉部	子ども未来課

# 岡山県の結婚、妊娠・出産や子育て等に関する相談機関

## おかやま縁むすびネット

<https://www.okayama-musubi.jp/>

岡山県では、結婚を希望する方を対象に、1対1の出会いを支援するマッチング機能とイベント支援機能を有する結婚支援システムの運用を行っています。

### ■ マッチングシステム

- 内 容 システムによる申し込み、お引き合わせ等を通じて1対1の出会いの機会を提供します。
- 入会登録料 1万円(登録から2年間有効。初年度のみ閲覧開始日から2年間)
- 登録資格
  - ・20歳以上の独身男女
  - ・岡山県内に在住、在勤の方、岡山で結婚を考えている方
  - ・インターネットへの接続やメールを使用できる方
- 入会申込 ウェブサイトから入会申込を行い、オンライン又は来所で必要書類を提出してください。なお、来所の場合は、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」への来所予約をしてください。

### ■ イベントシステム

- 内 容 登録いただいたメールアドレス宛に、出会いイベントの案内などを行います。
- 登録料 無料(別途イベント参加費は必要となります。)

## おかやま妊娠・出産サポートセンター

妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談を受け付けます。

- T E L 086-235-7899
- M A I L [ninshin@okayama-u.ac.jp](mailto:ninshin@okayama-u.ac.jp)
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00  
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。  
 ※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍・資料の閲覧は可能です。

## 岡山県不妊専門相談センター

不妊症(妊娠しない)や不育症(妊娠しても育たない)により子どもが得られない方等の悩みについて相談を受け付けます。

- T E L 086-235-6542
- M A I L [funin@cc.okayama-u.ac.jp](mailto:funin@cc.okayama-u.ac.jp)
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 13:00~17:00  
 毎月第1土曜日・第1日曜日 10:00~13:00  
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。  
 ※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍・資料の閲覧は可能です。

## 小児救急電話相談事業（#8000）

子どもの具合が悪くなった際の保護者の方等の不安や、症状への対応方法などについて看護師等が電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行います。

**#8000 または 086-801-0018**

- 相談日時 (1)平日 19:00～翌朝8:00
- (2)土曜日 18:00～翌朝8:00
- (3)日・祝及び年末年始(12月29日から1月3日) 8:00～翌朝8:00

## 岡山県総合教育センター

幼児や児童生徒の心身の健やかな成長発達を図るため、学習、不登校、いじめ、発達障害等、教育上の諸課題について、本人や保護者及び教職員等に対して面接相談や電話相談を行っています。

相談内容等	相談方法	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校・いじめなど学校生活に関すること</li> <li>・家庭教育に関すること</li> </ul>	電話・面接	0866-56-9115
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害など発達に関すること</li> <li>・障害のあるお子さんの学習面などの学校生活に関すること</li> <li>・障害のあるお子さんの家庭生活に関すること</li> </ul>	電話・面接	0866-56-9117

- 面接相談 要予約
  - 月・水・木・金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
  - 火曜日 13:00～17:00
  - ※1回50分単位
- 電話相談 随時
  - 月・水・木・金曜日 9:00～12:15、13:15～17:00
  - 火曜日 13:15～17:00
  - ※土・日・祝日・振替休日はお休みです。

## 岡山県青少年総合相談センター(ハートフルおかやま110)<sup>いちいちまる</sup>

県が運営する「ハートフルおかやま110(青少年総合相談センター)」は、総合相談窓口と、3つの専門相談窓口が集まった、青少年とその家族のための総合相談センターです。

「悩んでいるけど、どうしたらいいかわからない…。」

そんなときは、ひとりで悩まず、気軽にお電話ください。

相談員があなたの不安や悩みに耳を傾け、一緒に考えます。相談は無料で、匿名で行うことができます。秘密は厳守します。

### 総合相談窓口

青少年に関する様々な相談を受け付けています。

必要に応じて、適切な相談窓口や他の相談機関の紹介も行います。

また、公認心理師や、進路の見直し・検討や高校中退者等を支援するアドバイザーへも相談できます。(要予約)

■ 電話相談 086-224-7110

受付時間 年中無休(年末年始を除く) 8:30~21:30

■ LINE相談 アカウント名「ハートフルおかやま110」(LINE ID @hfokayama)

受付時間 火・木・土曜日(年末年始を除く) 17:00~21:00

■ メール相談 sodan110@po1.oninet.ne.jp

■ 面接相談 要予約



### 教育相談

児童生徒の皆さんや保護者の方など、いじめ、不登校等の教育に関する悩みや不安について気軽にご相談ください。

■ 電話相談 086-221-7490

受付時間 年中無休(年末年始を除く) 8:30~12:00 / 13:00~17:00

■ 面接相談 要予約

### 進路相談

中学校・高校で長く休んだり、高校を中途退学したりした皆さんの進路の悩みについて、相談を受け付けます。入学・転学・編入学などについての情報提供も行います。

■ 電話相談 086-224-1121

受付時間 火・木・土曜日(年末年始を除く) 12:00~18:00

■ 面接相談 要予約

### ヤングテレホン・いじめ110番

非行、家出、いじめなどの少年相談を受け付けています。面接相談(要予約)も行っていますので、ご相談ください。

■ 電話相談 24時間受付 年中無休 086-231-3741

■ 面接相談 要予約

受付時間 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:00

■ メール相談 youngmail@pref.okayama.jp

## 24時間子供SOSダイヤル

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、いつでもすぐ電話で相談してください。

■ T E L 0120-0-78310

■ 受付時間 24時間受付 年中無休

## 子育て相談窓口

子育てには、悩みや不安がいっぱいです。ひとりで悩まず家族や信頼できる友人、電話相談、お住まいの地域の相談窓口など、誰かに相談しましょう。

### 子ども・家庭電話相談室

■ T E L 086-235-4157

■ 受付時間 月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～20:00

### 親子のための相談LINE

子育ての不安、家庭や家族の悩み、ヤングケアラーに関する相談などに応じています。

■ 受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～19:00



## 児童相談所

18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

■ 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00

名称(電話番号)	管轄(担当)	住所
中央児童相談所 (086-235-4152)	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区南方二丁目13-1
倉敷児童相談所 本所 (086-421-0991)	倉敷市、総社市、早島町	倉敷市美和1-14-31
倉敷児童相談所 井笠相談室 (0865-69-1680)	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	笠岡市六番町2-5
倉敷児童相談所 高梁分室 (0866-21-2833)	高梁市、新見市	高梁市落合町近似286-1
津山児童相談所 (0868-23-5131)	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町	津山市山北288-1
岡山市こども総合相談所 (086-803-2525)	岡山市	岡山市北区鹿田町1-1-1

## 子ども虐待防止窓口

子ども虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待から子どもを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。「子どもが心配」と感じたら、相談してください。

### ■ 児童相談所全国共通 3桁ダイヤル 189(いちはやく)

■ 相談日時 24時間365日対応

## 岡山県ひとり親家庭支援センター

当センターでは、母子・父子家庭や寡婦の方の就労や生活における様々な悩みをお聞きして、相談に応じています。

■ TEL 086-201-7260

■ 開所日時 (1)月・火・木・金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:30

※面談をご希望の場合は、事前にご予約ください。

(2)休日出張相談(予約制)

※休日の相談も可能です。必ず事前に日時・場所等を電話でご相談ください。

## おかやま子ども・若者支援機関リスト

岡山県では、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置し、県内の専門的な関係機関・団体が連携して、ニート、ひきこもり、非行、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族の方々に対して、切れ目のない継続的な支援を行うためのネットワークを構築しています。

この取組の一環として、支援を必要とする方が、必要としている支援を適切に受けられるよう「おかやま子ども・若者支援機関リスト」を作成しています。

相談時間などの詳しい情報については、県ホームページをご覧ください。

■ URL <https://www.pref.okayama.jp/page/698688.html>



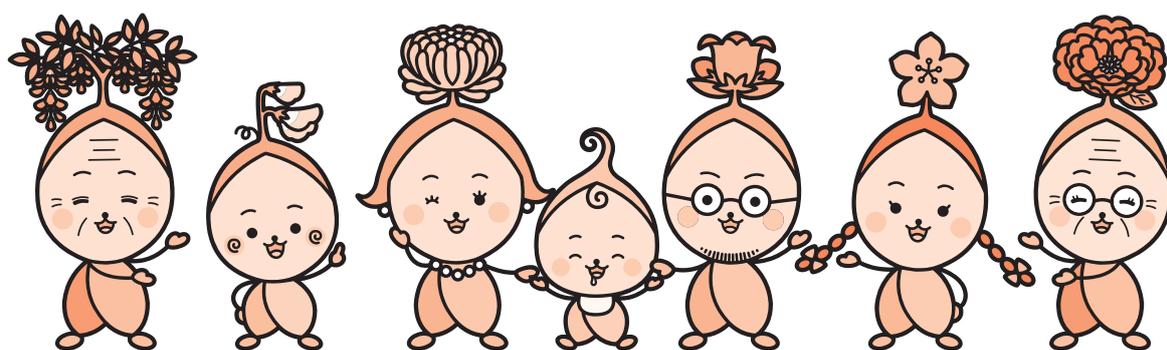
## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

専門の相談員が相談に応じ、病院等への付き添い、医療費の助成、弁護士相談など総合的に支援します。

### ■ 全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワンストップ)

■ 電話相談 24時間365日対応(休日夜間は、国のコールセンター対応)

■ 開所日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00



# 結婚、出産、子育てに関する 県民意識調査報告【概要】

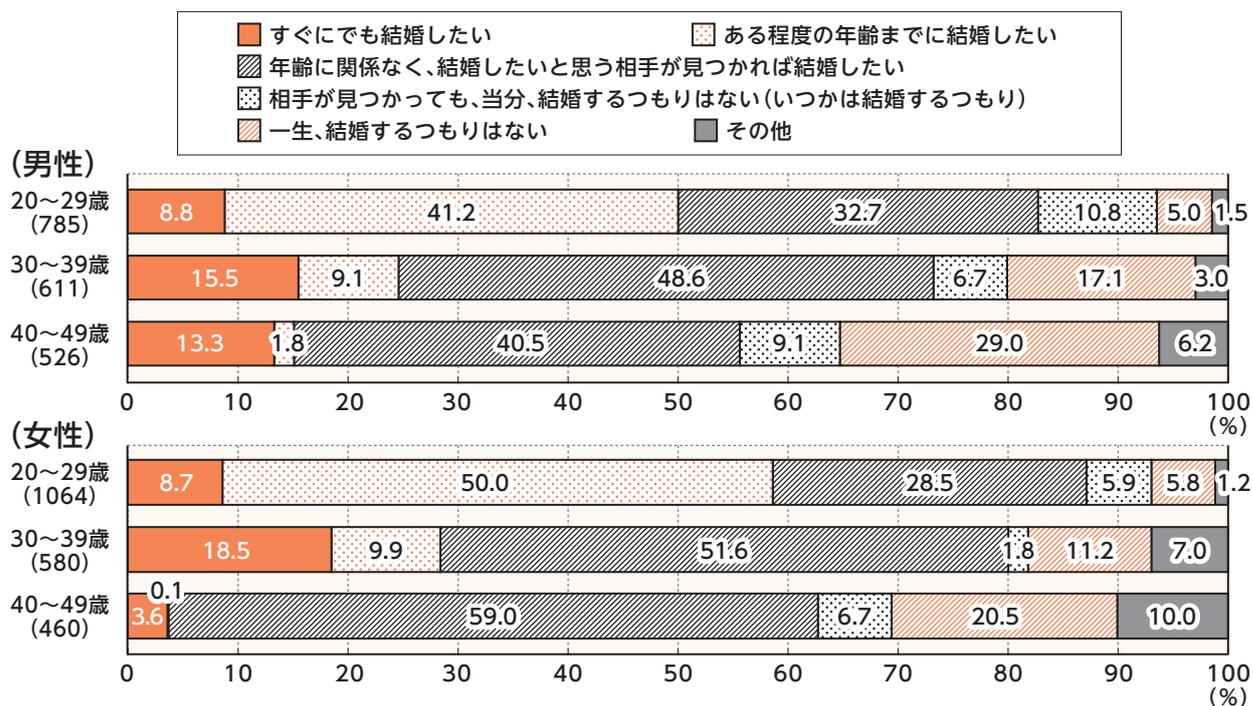
岡山いきいき子ども・若者プラン2025の策定に当たり、県内における結婚、妊娠・出産、子育てに関する現状等を把握、分析して基礎資料とするための県民意識調査を実施しました。

項目	第一群調査	第二群調査	第三群調査
①調査名称	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	子育てに関する県民意識調査(子どものいる世帯調査)	結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
②対象	・2023(令和5)年8月時点で20歳から49歳の県内在住者	・小学校3年生までの子どもと同居する子育て世帯の親等	・県立高等学校の2年生及び3年生(中等教育学校の5年生及び6年生を含む)
③調査期間	2023(令和5)年9月～10月	2023(令和5)年10月～11月	2023(令和5)年11月
④対象数	56,837人	17,479世帯	18,463人
⑤調査方法	・郵便送付 ・郵便回収、オンライン回答	・保育園、幼稚園、学校等による直接配付 ・郵便回収、オンライン回答	・高校を通じた調査依頼書(調査サイトへのリンクを掲載)の高校生への配付 ・オンライン回答
⑥回収結果	14,333人	6,425世帯	9,706人
⑦ロジックモデルによる検討	本調査では、調査票設計に先立って、結婚希望とその実現予想、希望する子ども数とその実現予想等に影響を及ぼす要因の分野を設定し、ロジックモデルに沿う形で質問項目の作成を行った。		

## 年齢と結婚希望

### ■結婚についての考え(年齢階層別、未婚者、単数、第一群)

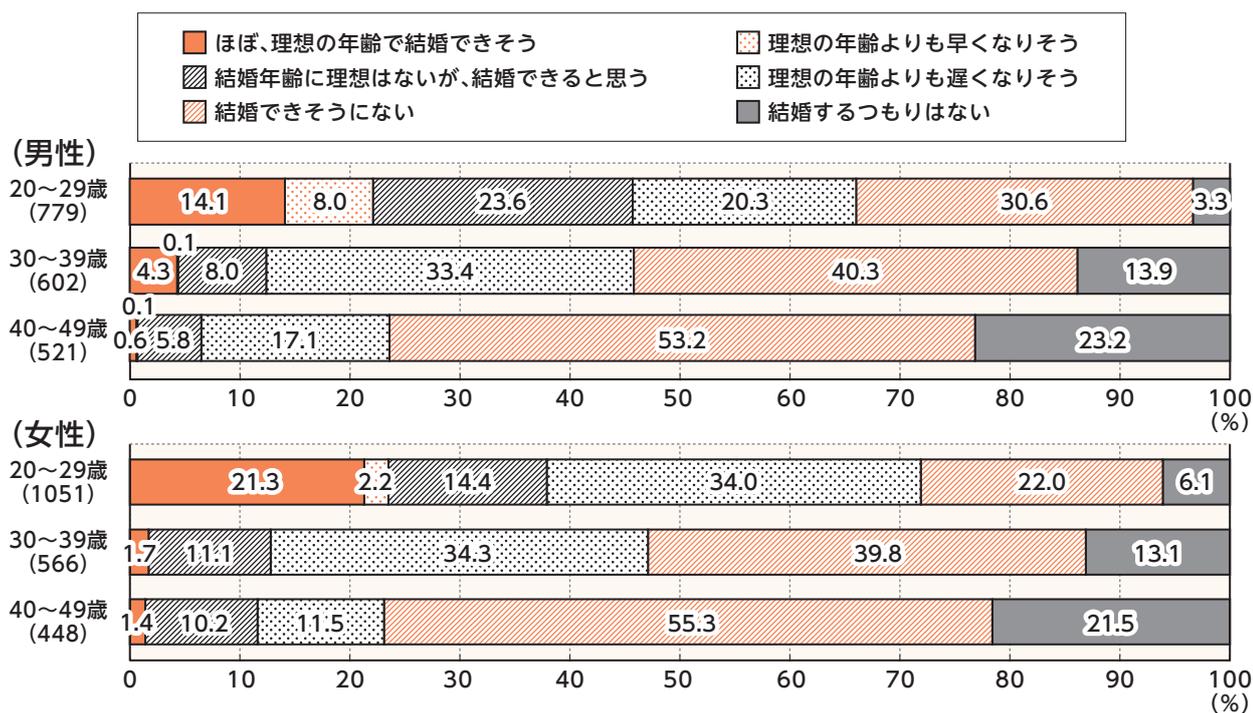
「結婚したい」という結婚意思を持つ者を年齢階層別にみると、20代では男性93.5%、女性93.1%、30代では男性79.9%、女性81.8%となっている。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

## ■結婚の見通し(年齢階層別、未婚者、単数、第一群)

結婚の見通しについて、「結婚できそうにない」と回答した者を年齢階層別にみると、20代では男性30.6%、女性22.0%、30代では男性40.3%、女性39.8%となっている。

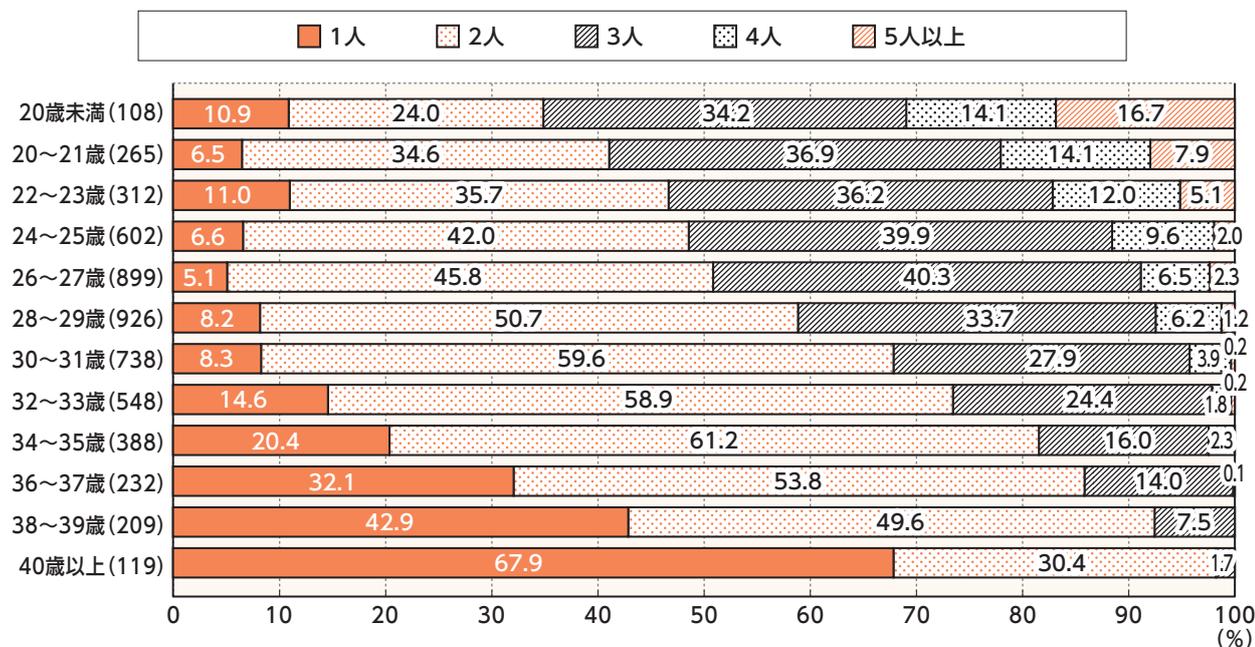


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

## 年齢と希望する子ども数

### ■第1子出生時の年齢別にみた持てると思う子ども数(母親、単数、第二群)

第1子出生時の年齢が高くなるほど、持てると思う子ども数が減少する。

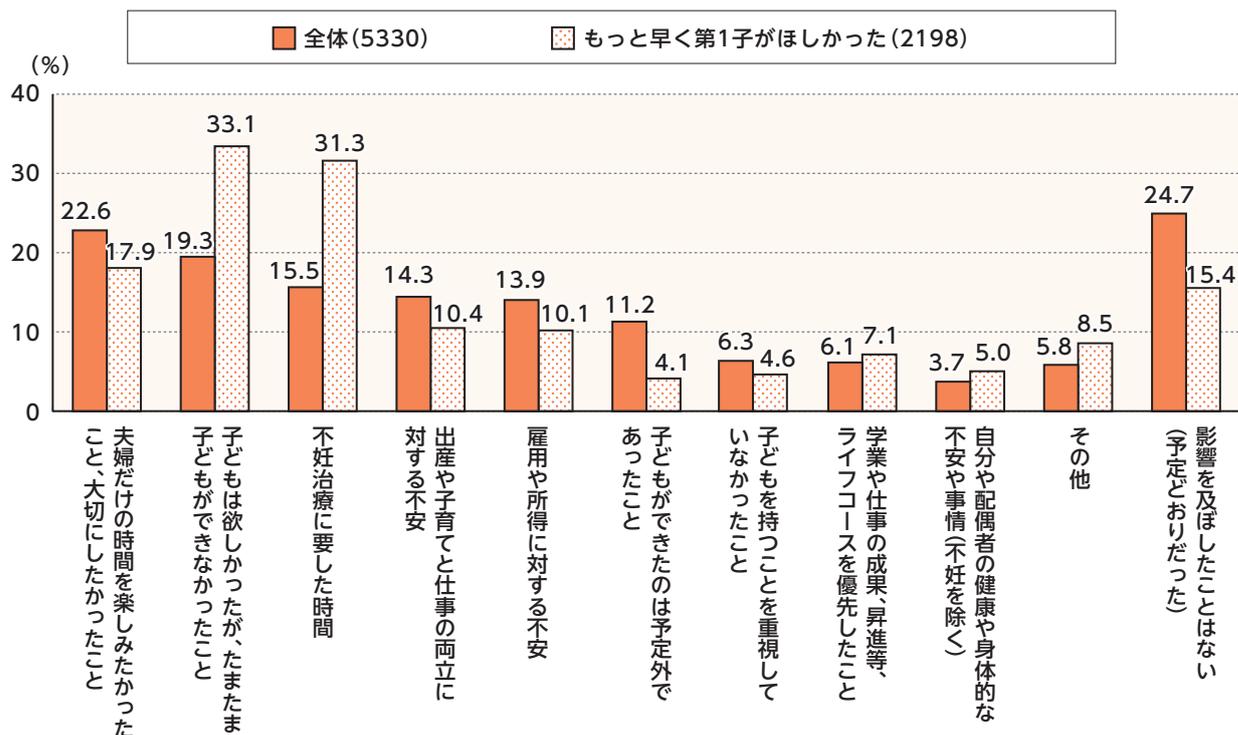


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

(参考) 第1子が生まれたときの年齢(母親、第二群)

調査年	平均年齢(歳)
2018(平成30)年調査	29.3
2023(令和5)年調査	29.2

■結婚してから第1子が生まれるまでの期間に影響したこと(母親、複数、第二群)



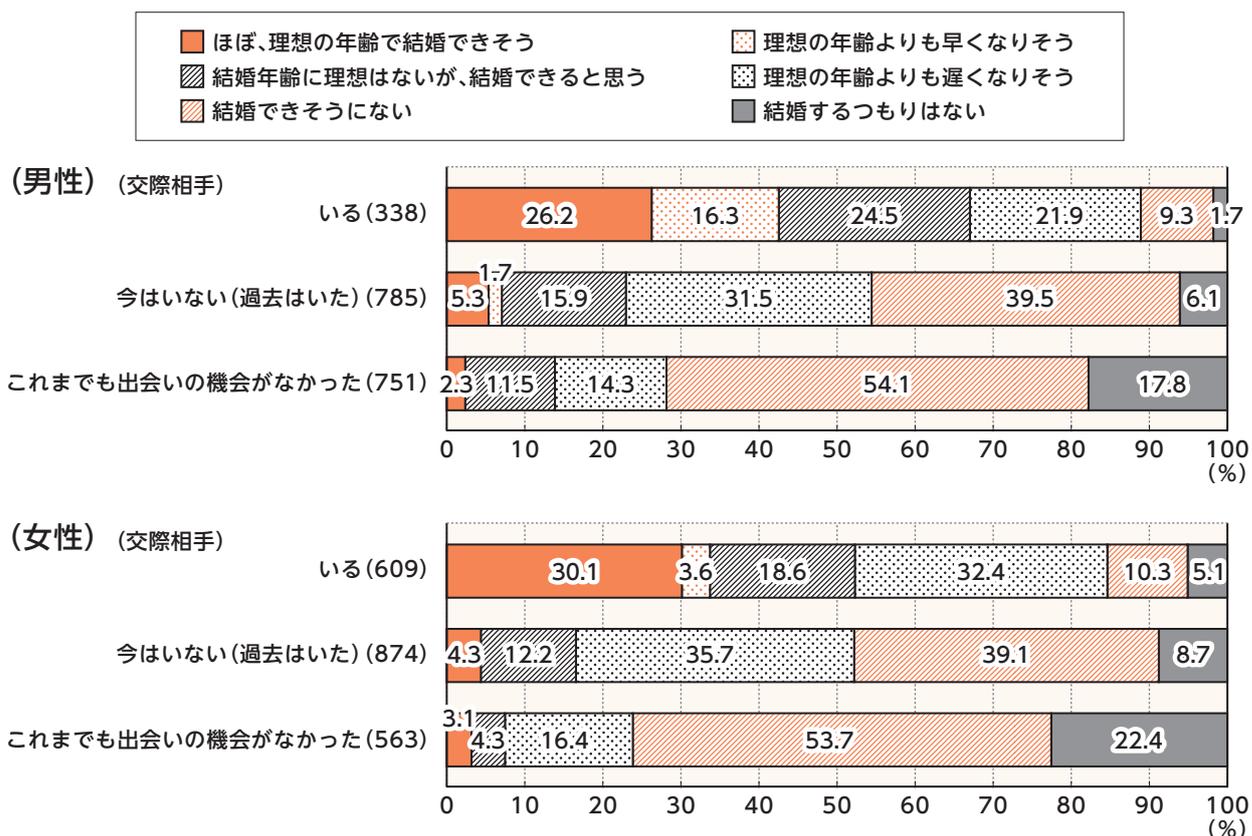
※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

希望に影響を及ぼす要因

1 男女の出会いの機会

■結婚についての見通し(交際相手の有無別、未婚者、単数、第一群)

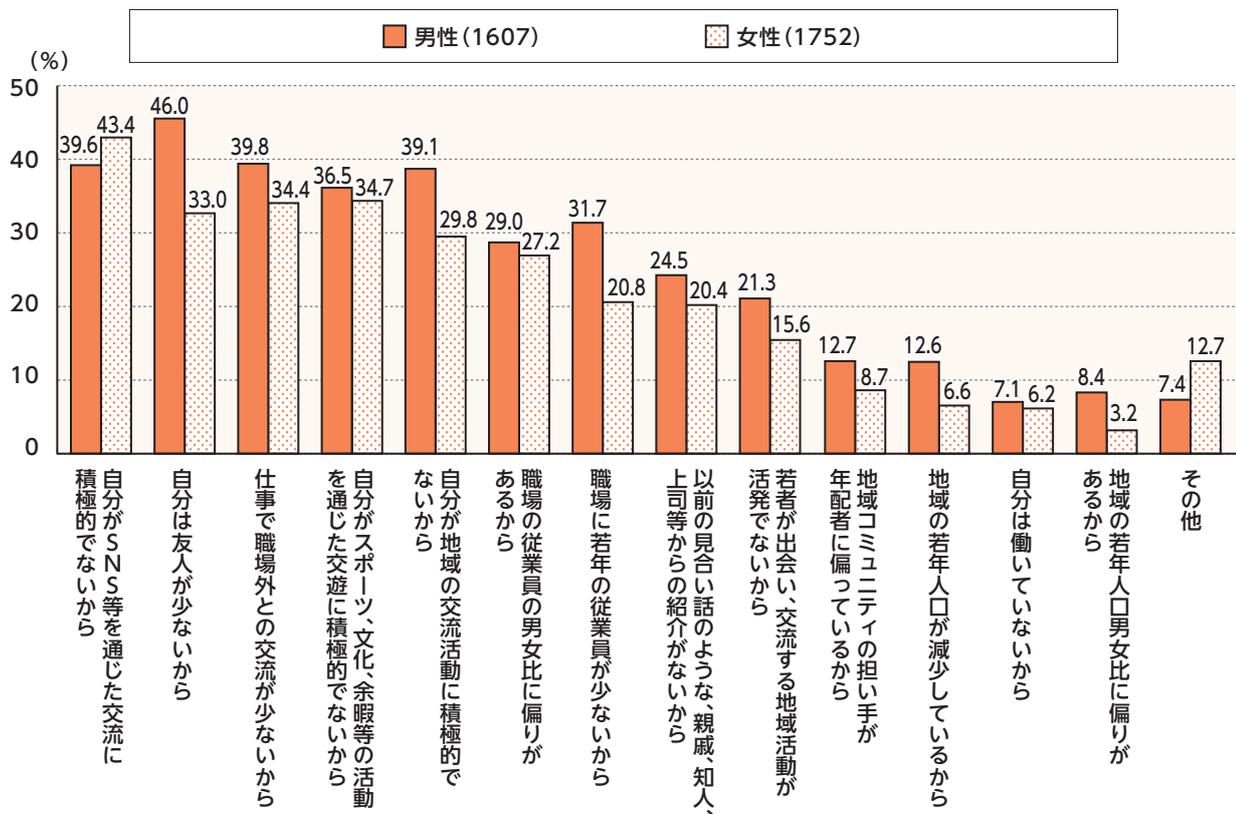
結婚の見通しについて交際相手の有無別にみると、「結婚できそうにない」は、「いる」「今はいない(過去はいた)」「これまでも出会いの機会がなかった」の順に、男女ともに増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■交際や結婚につながるような異性との出会いが「ないと思う」理由（現在交際相手がいない独身者、複数、第一群）

現在交際相手がいない独身者が出会いの機会がないと思う理由をみると、他者との交流や様々な社会的活動に自分が積極的でないことを挙げる回答が多い。

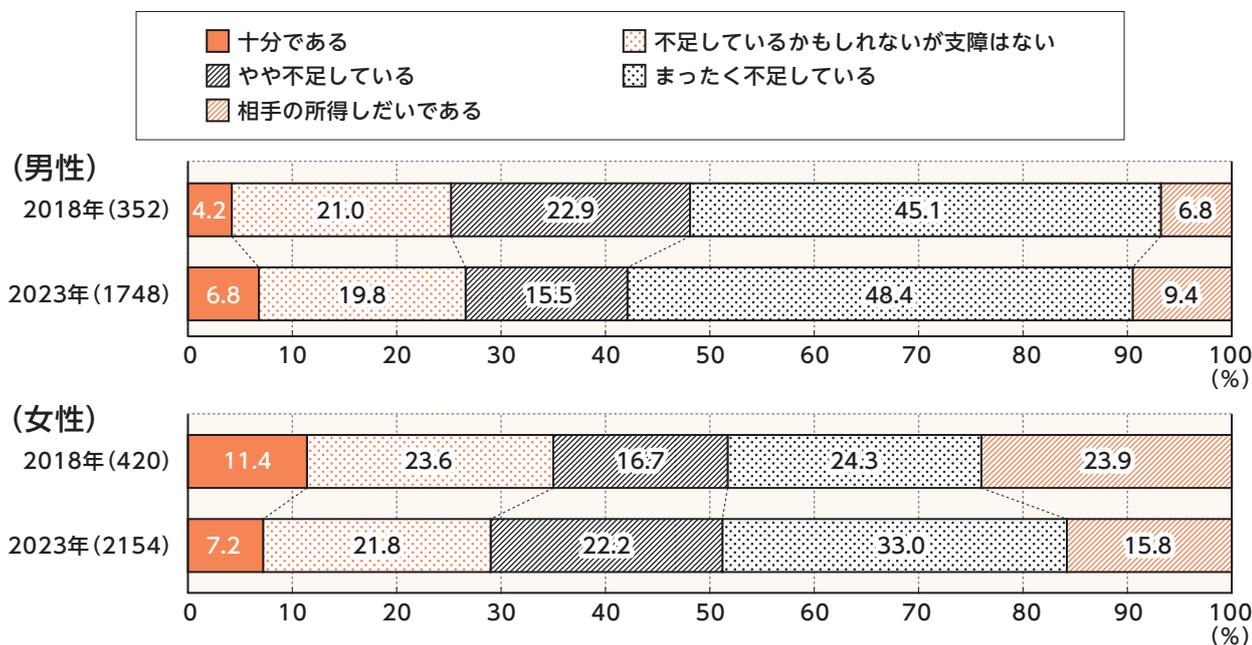


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

2 所得の不足、雇用の不安

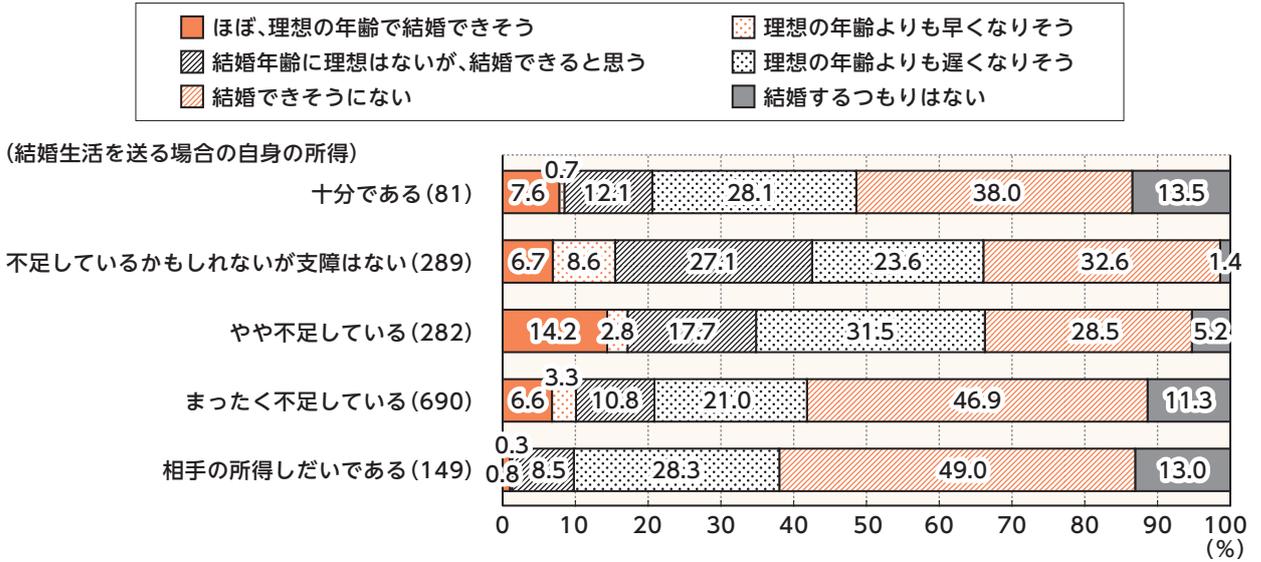
■結婚生活を送るとしたときの所得のゆとり感（就業している未婚者・離死別による独身者、単数、第一群）

結婚生活を送るとしたときの所得のゆとり感について、「やや不足している」及び「まったく不足している」と回答した者は、独身の男性で63.9%、女性で55.2%に達する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

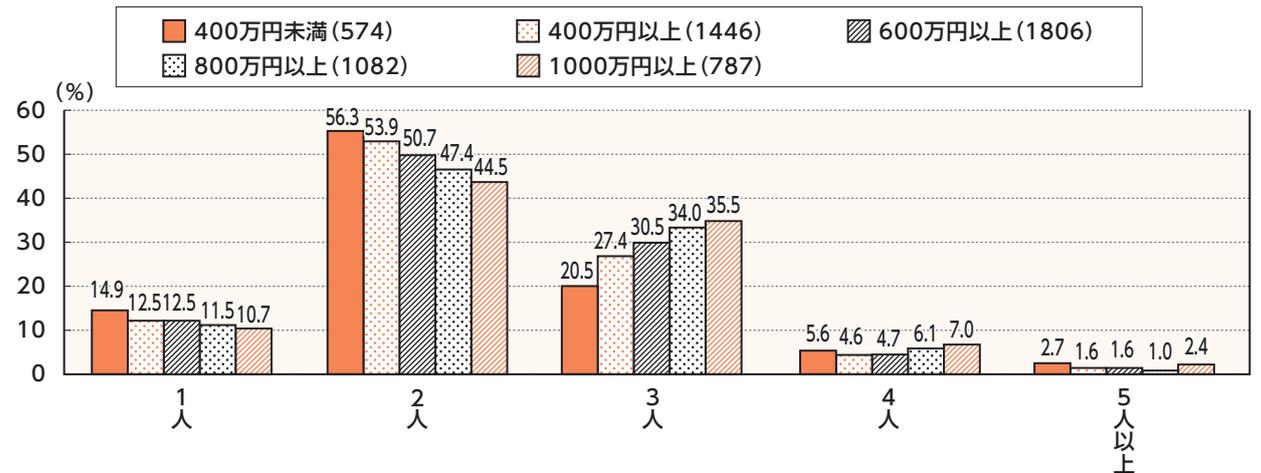
■所得のゆとり感と結婚についての見通し(就業している未婚者、男性、単数、第一群)



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

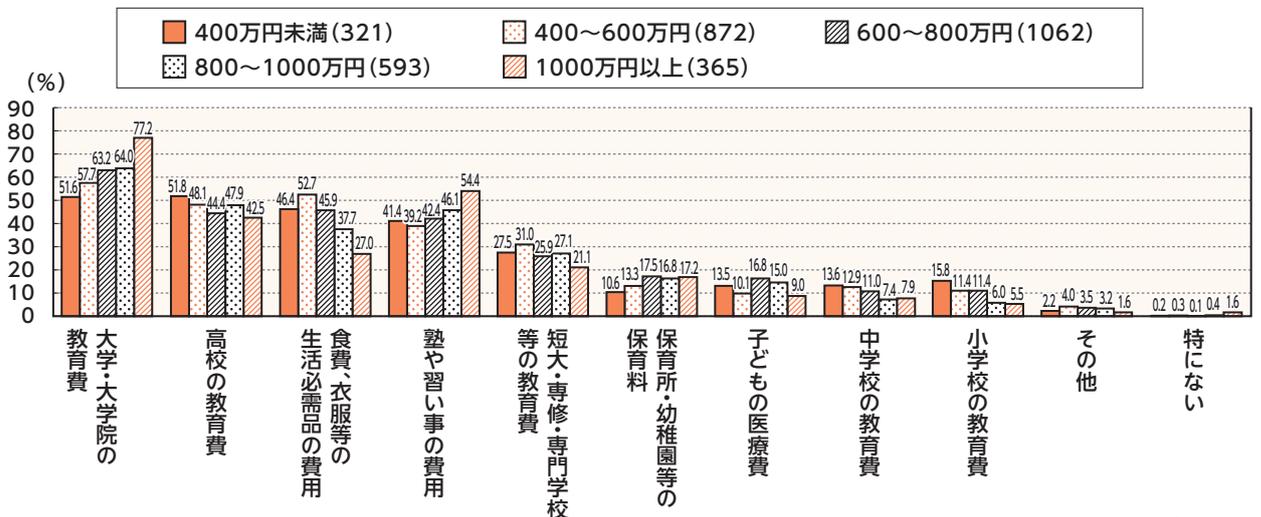
■持てると思う子どもの数(夫婦年収別、単数、第二群)

子育て世帯の夫婦年収と持てると思う子どもの数の関係を見ると、年収額が増加するにしたがって、持てると思う子ども数の「2人」が減少し、「3人」が増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

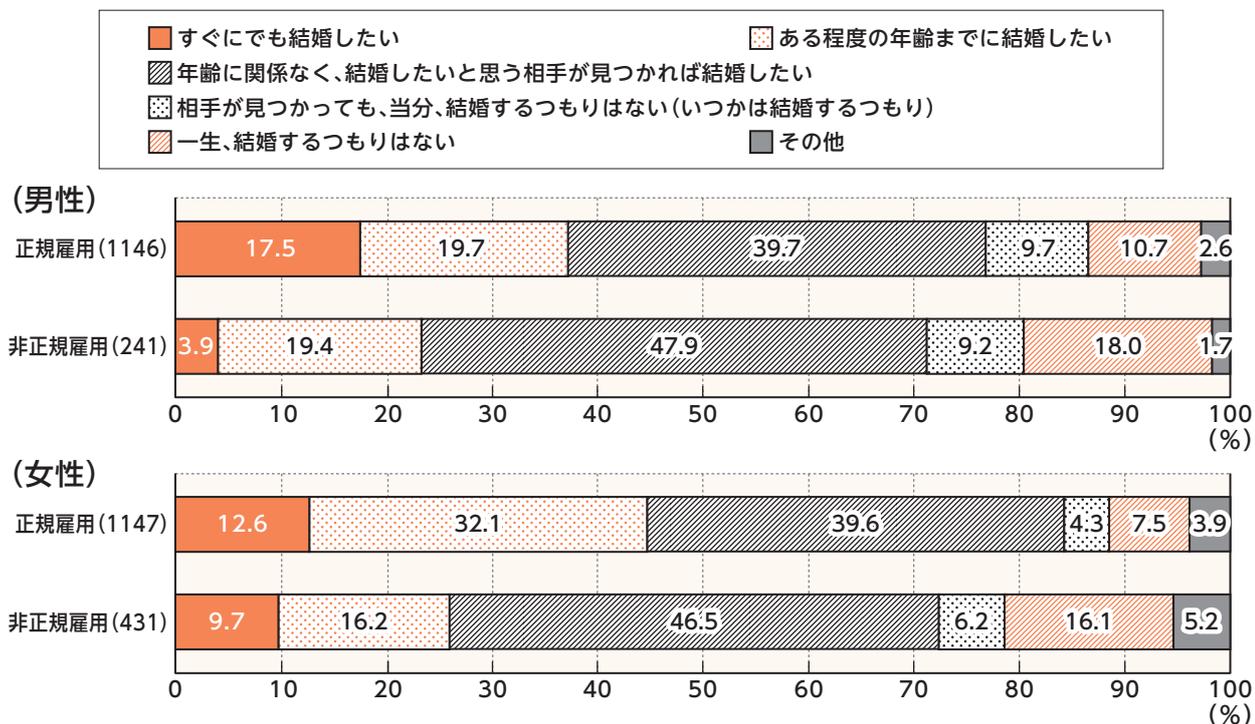
■もう1人子どもを持つために軽減が重要な養育費・教育費(夫婦年収別、有配偶者、複数、第二群)



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

## ■雇用形態別の結婚についての考え（未婚の雇用者、単数、第一群）

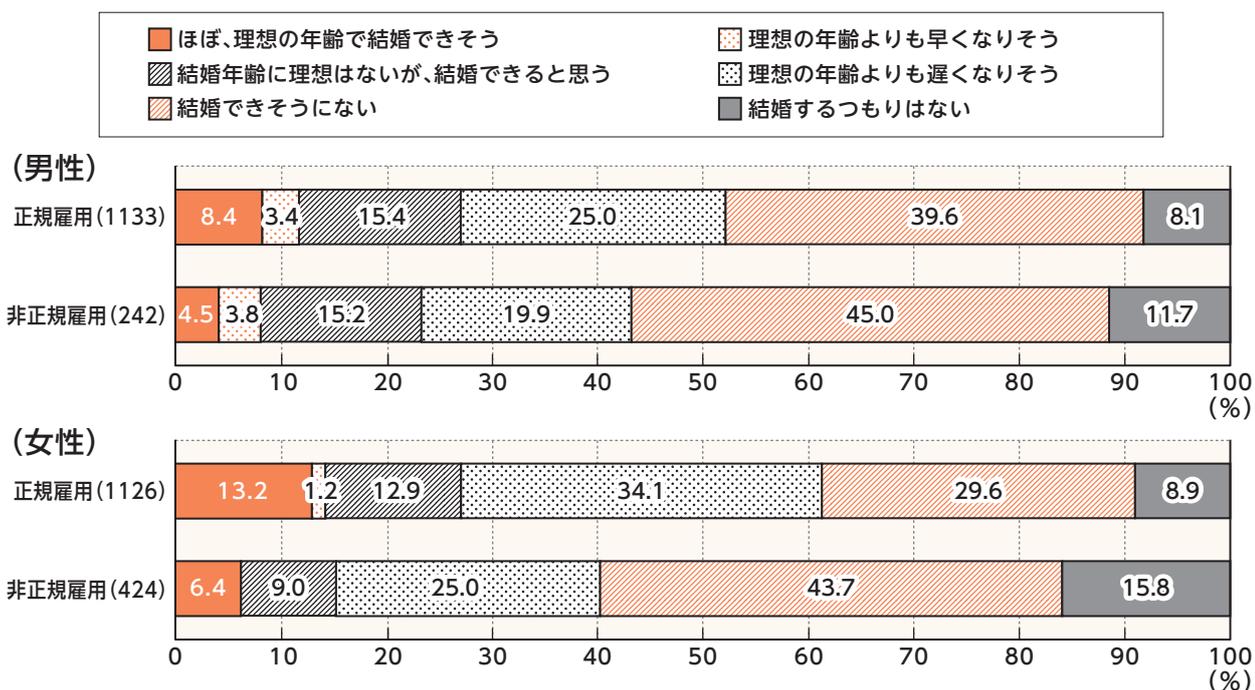
結婚についての考えを雇用形態別にみると、未婚男性が正規雇用であると「すぐにでも結婚したい」が17.5%であるが、非正規雇用では3.9%である。また、未婚男性が正規雇用であると「一生、結婚するつもりはない」が10.7%であるが、非正規雇用では18.0%になる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

## ■雇用形態別の結婚の見通し（未婚の雇用者、単数、第一群）

結婚の見通しについて雇用形態別にみると、未婚男性が正規雇用であると「結婚できそうにない」は39.6%であるが、非正規雇用では45.0%となる。また、未婚女性が正規雇用であると「結婚できそうにない」は29.6%であるが、非正規雇用では43.7%となる。

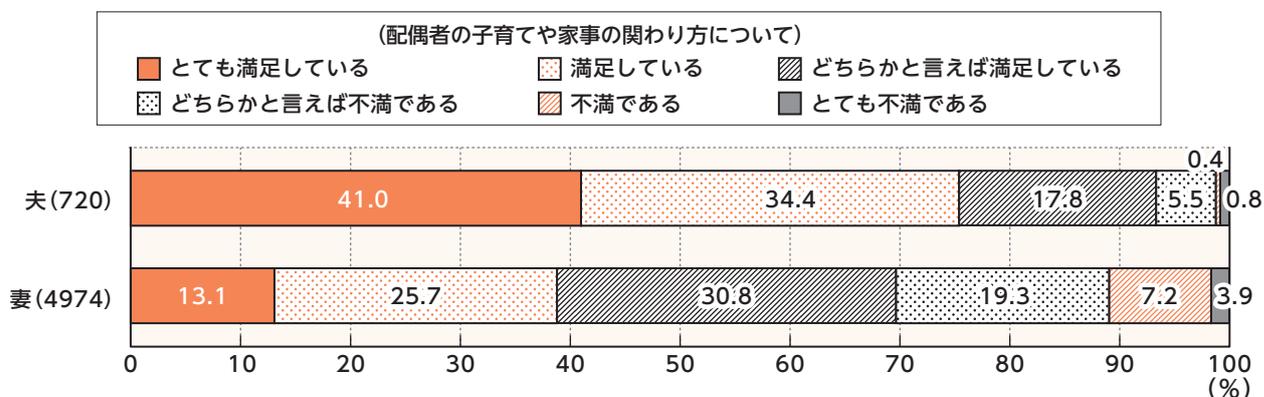


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

### 3 生き方と結婚・子育てとの両立

#### ■配偶者の子育てや家事の関わり方に対する満足度(配偶者と同居している者、単数、第二群)

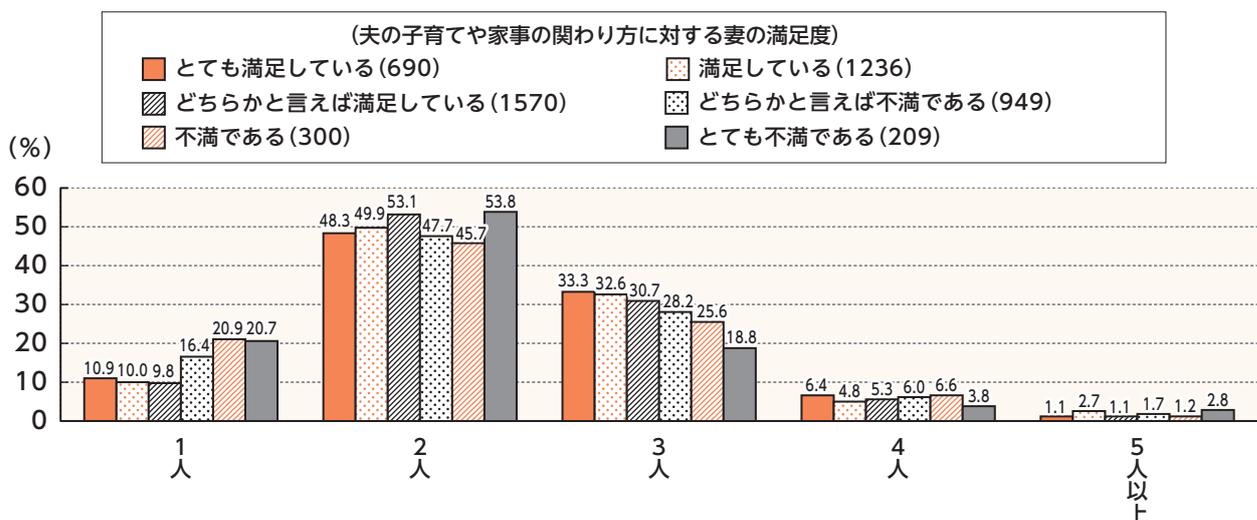
配偶者の子育てや家事の関わり方の評価について夫婦別にみると、「とても満足している」と「満足している」、「どちらかと言えば満足している」の合計は、夫では93.2%であるが、妻では69.6%である。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

#### ■妻の、夫の子育てや家事の関わり方に対する満足度と持てると思う子ども数(単数、第二群)

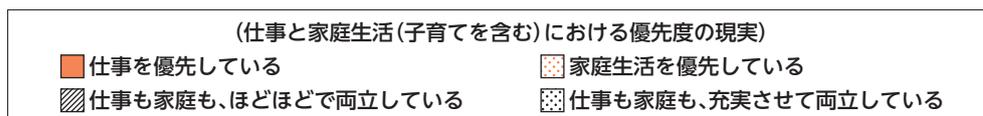
子育て世帯では、夫の子育てや家事の関わり方に対する妻の不満が強いと、妻の持てると思う子ども数が緩やかに減少する傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

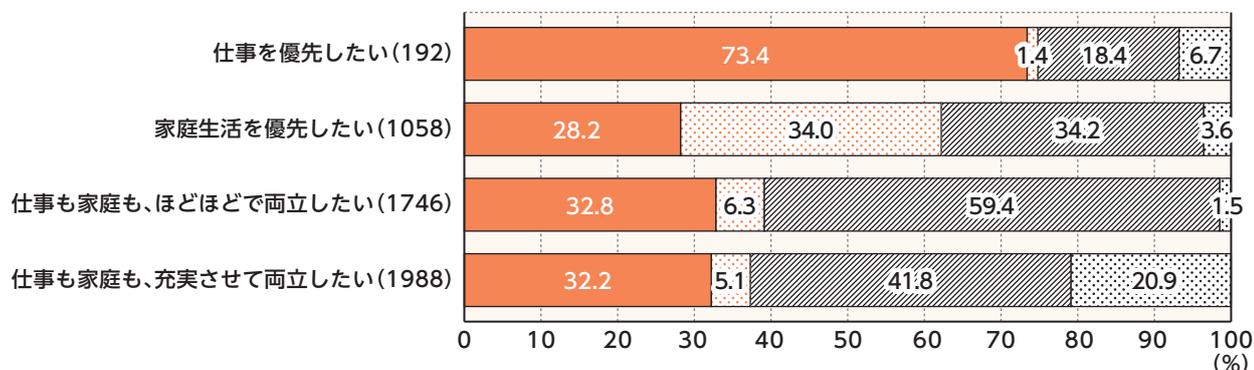
## 4 仕事と結婚・子育てとの両立

### ■仕事と家庭生活(子育てを含む)における優先度の理想と現実(単数、第一群)



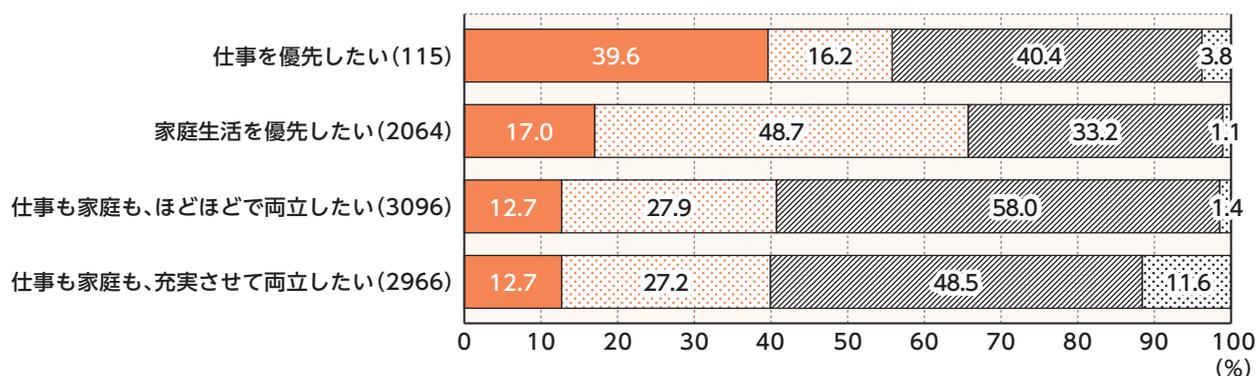
(男性)

(仕事と家庭生活(子育てを含む)における優先度の理想)



(女性)

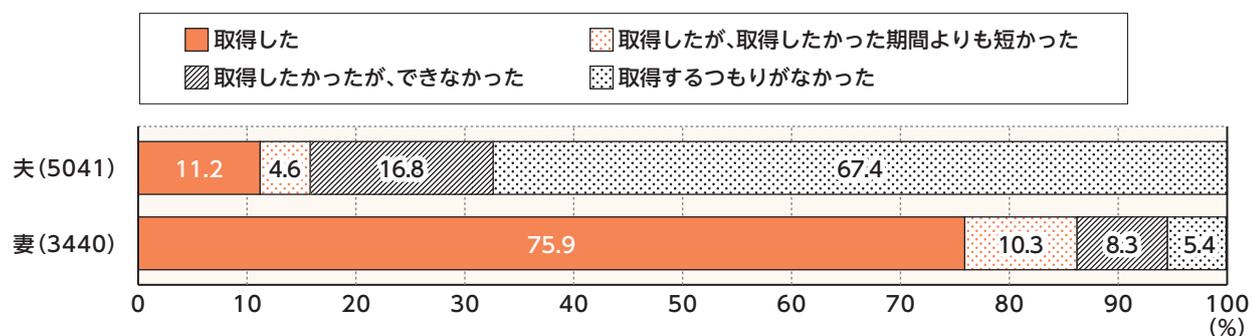
(仕事と家庭生活(子育てを含む)における優先度の理想)



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

### ■子育て世帯の育児休業の取得状況(単数、雇用者、第二群)

子育て世帯の育児休業の取得状況をみると、「取得した」と「取得したが、取得しなかった期間よりも短かった」の合計は、夫で15.8%、妻で86.2%である。

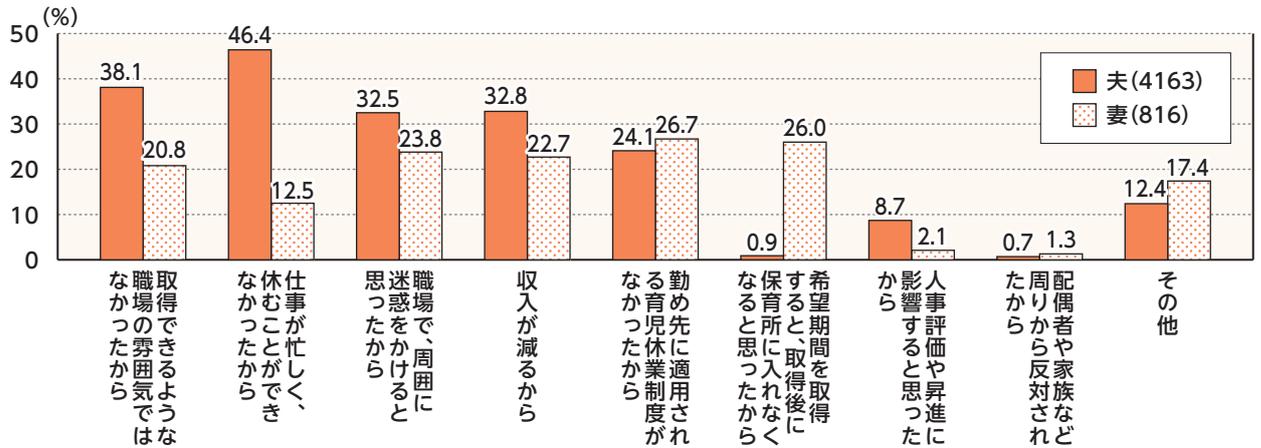


(注) 自営業、役員、無職等の育児休業の非該当者を除く集計である

※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

■育児休業が希望より短かった、取得できなかった、取得するつもりがなかった理由(複数、第二群)

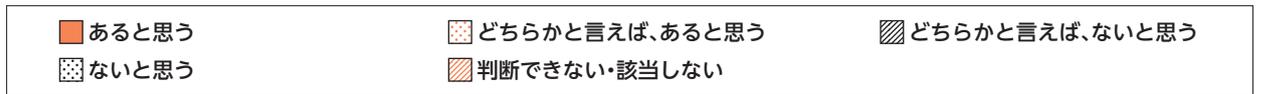
夫の「育児休業が希望より短かった」、「取得できなかった」、「取得するつもりがなかった」と回答した理由をみると、「仕事が忙しく、休むことができなかったから」が46.4%で最も多く、次いで「取得できるような職場の雰囲気ではなかったから」が38.1%となっている。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

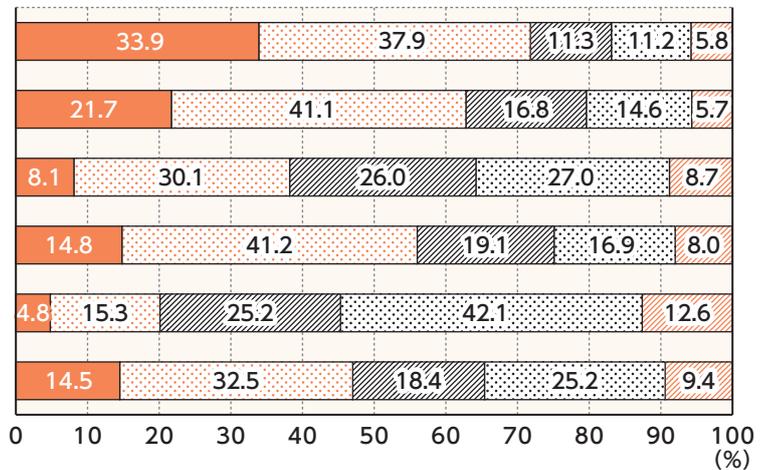
■職場における働く女性・男性への配慮(就業者、単数、第一群)

職場の実態の評価をみると、男女ともに、「若年層の給与水準や家族手当の支給等、結婚や子育て等への経済的支援」と「職場の男女比や社外との交流等、男女の出会いや交流への配慮」の肯定的評価は半数を下回る。



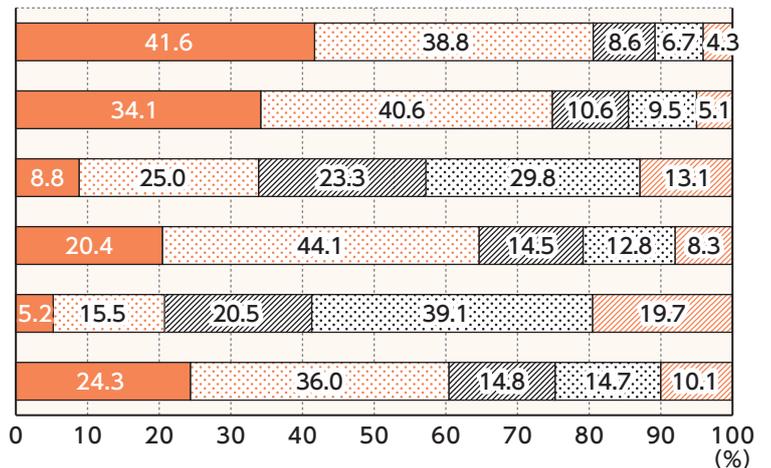
(男性)

育児休業(男性を含む)や子どもの急な病気等による休暇の取りやすさ(4763)  
 定時退社の声かけ等、職場における仕事と家庭の両立を支援する雰囲気(4758)  
 若年層の給与水準や家族手当の支給等、結婚や子育て等への経済的支援(4754)  
 仕事と子育ての両立に関わる相談体制や上司の理解(4744)  
 職場の男女比や社外との交流等、男女の出会いや交流への配慮(4749)  
 短時間勤務や在宅勤務、勤務地限定等、仕事と家庭の両立への配慮(4756)



(女性)

育児休業(男性を含む)や子どもの急な病気等による休暇の取りやすさ(7210)  
 定時退社の声かけ等、職場における仕事と家庭の両立を支援する雰囲気(7200)  
 若年層の給与水準や家族手当の支給等、結婚や子育て等への経済的支援(7187)  
 仕事と子育ての両立に関わる相談体制や上司の理解(7189)  
 職場の男女比や社外との交流等、男女の出会いや交流への配慮(7186)  
 短時間勤務や在宅勤務、勤務地限定等、仕事と家庭の両立への配慮(7204)

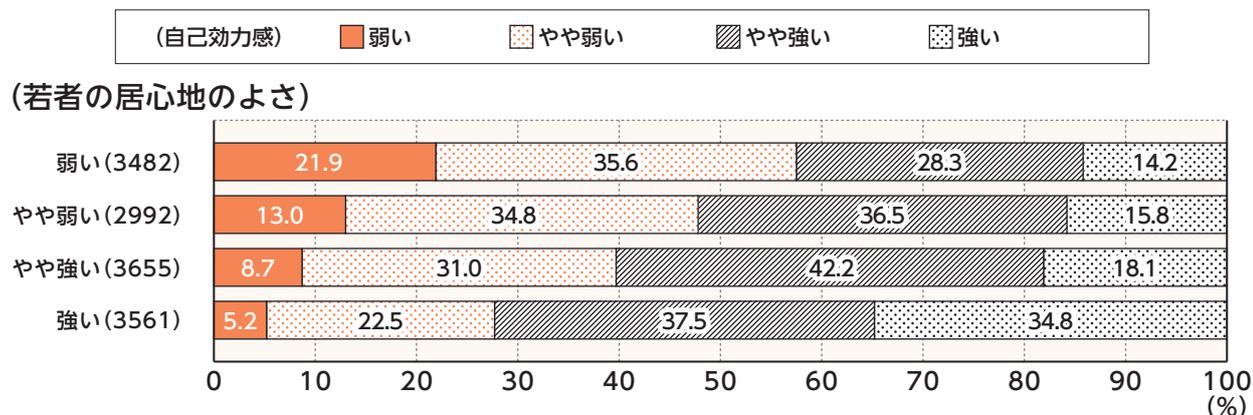


※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

## 5 地域における「人々のつながり」の影響

### ■若者の居心地のよさと自己効力感(第一群)

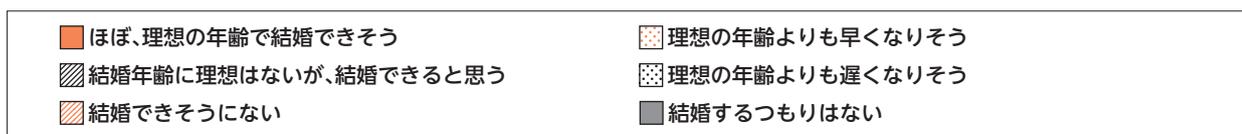
「若者の居心地のよさ」が強くなるほど、「自己効力感」(自分ならきつとうまくいくという感覚)が強くなる傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

### ■自己効力感と結婚についての見通し(第一群)

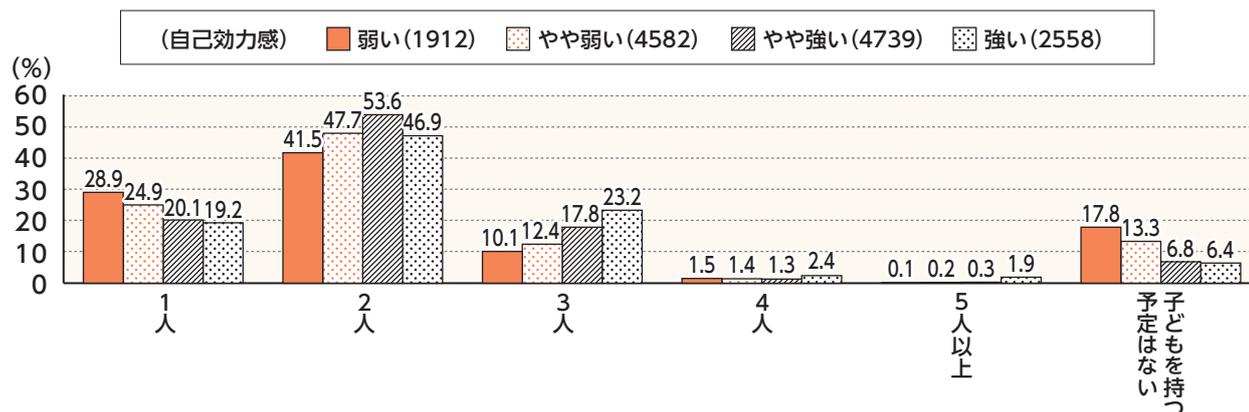
「自己効力感」が強くなるほど、「結婚できそう」(「ほぼ、理想の年齢で結婚できそう」、「理想の年齢よりも早くなりそう」、「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」、「理想の年齢よりも遅くなりそう」の合計)と回答した者の割合が増加する。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

### ■自己効力感と持てると思う子ども数(第一群)

「自己効力感」が強くなると、持てると思う子ども数が増える傾向が見られる。



※ 図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

# 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」ができるまで

年月日		事項
2023 (令和5)年	9月～11月	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・ 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・ 子育てに関する意識調査(子どものいる世帯調査) ・ 結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
	10月～11月	青少年の意識等に関する調査 ・ 児童生徒編(小学生・中学生・高校生) ・ 青年編 ・ 保護者編
2024 (令和6)年	5月22日	第1回岡山県子ども・子育て会議 ・ 「岡山いきいき子どもプラン2025」(仮称)骨子案 ・ 「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」の結果(概要) 第1回岡山県青少年問題協議会 ・ 役員等選出 ・ 次期「岡山県子ども・若者育成支援計画」
	9月2日	第2回岡山県子ども・子育て会議 ・ 「岡山いきいき子どもプラン2020」数値目標の実績報告等 ・ 県内保育所等の現状 ・ 少子化・子育て支援対策 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称) ・ 審議会の新設
	9月4日	第2回岡山県青少年問題協議会 ・ 「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」に係る数値目標の進捗状況 ・ 令和6年度岡山県子ども・若者育成支援施策 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称) ・ 審議会の新設
	11月13日	第3回岡山県子ども・子育て会議 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取
	11月19日	第3回岡山県青少年問題協議会 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取
	11月27日 ～12月26日	おかやま県民提案制度(パブリック・コメント) 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(仮称)素案に関する子ども・若者からの意見聴取
2025 (令和7)年	2月10日	第4回岡山県子ども・子育て会議 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(案) ・ 令和7年度の主な事業(予算要求状況)
	2月12日	第4回岡山県青少年問題協議会 ・ 「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」(案)
	3月	「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」策定

## 子ども・子育て会議委員

(令和6年度 第1回～第4回 岡山県子ども・子育て会議開催時、50音順・敬称略)

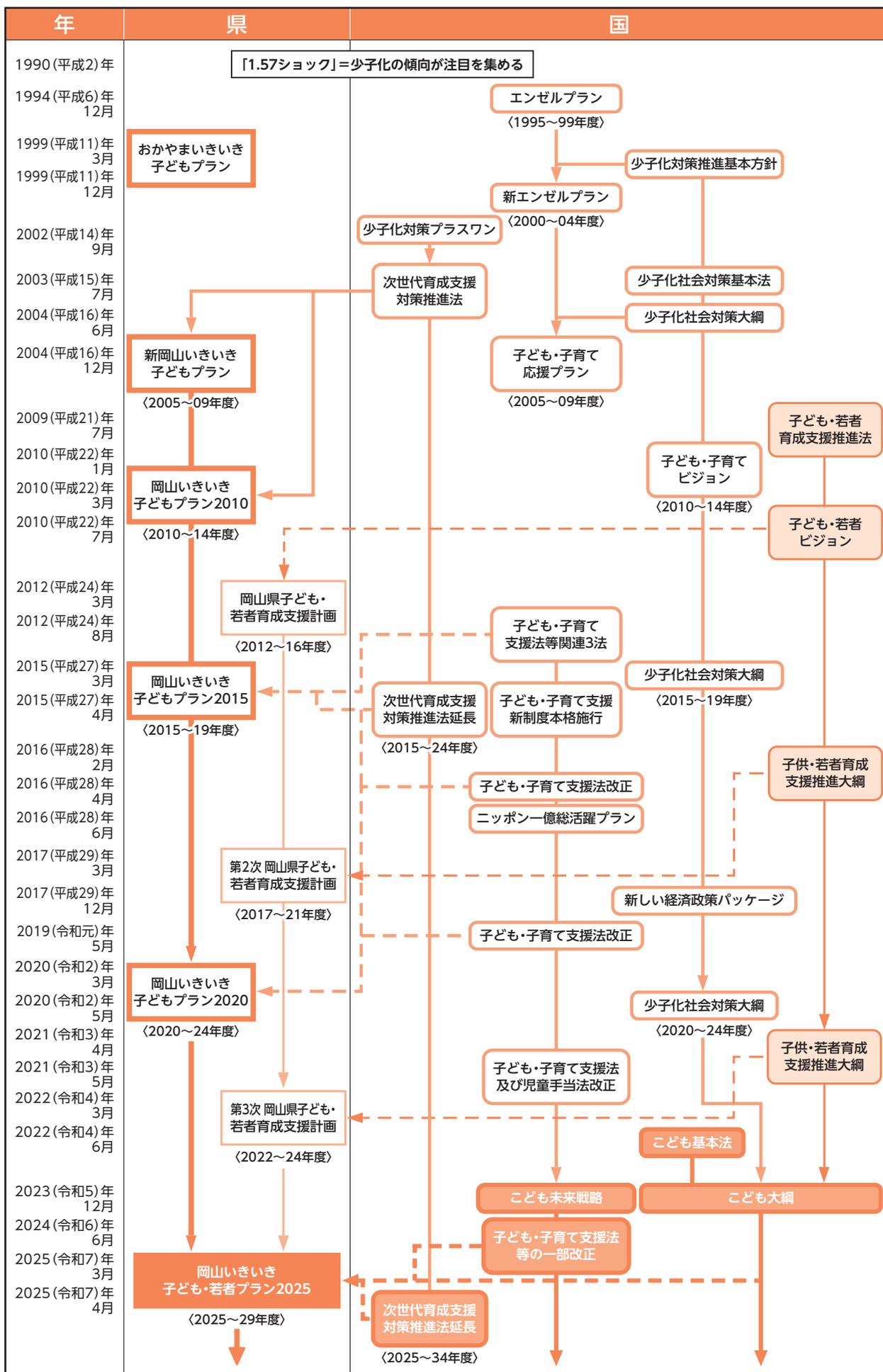
団体名等	職名	委員名
鏡野町子育て支援課	課長	金平美和子
岡山県PTA連合会	会長	神田敏和
子育て当事者(公募委員)	—	谷野愛子
岡山県児童養護施設等協議会	副会長	津嶋悟
All HEROs合同会社	代表	中山芳一
浅口市教育委員会	教育次長	難波勝敏(R6.11～)
岡山NPOセンター参画推進センター	所長	西村こころ
岡山県保育協議会	会長	服部剛司
岡山県愛育委員連合会	副会長	平田国子
岡山県ものづくり女性中央会	副会長	牧明奈
岡山県私立幼稚園連盟	理事長	光岡美恵子
就実短期大学幼児教育学科	准教授	三好年江
高梁市健康福祉部	部長	森昌士(~R6.10)
岡山経済同友会教育プラットフォーム委員会	委員	山口哲史
子育て当事者(公募委員)	—	横山由佳
日本労働組合総連合会岡山県連合会	副会長	吉田康文

## 青少年問題協議会委員

(令和6年度 第1回～第4回 岡山県青少年問題協議会開催時、50音順・敬称略)

団体名等	職名	委員名
岡山県子ども会連合会	会長	浅原耕一
岡山保護観察所	所長	石田清文
ガールスカウト岡山県連盟	副連盟長	居森信枝
臨床心理士コラボオフィス目黒	臨床心理士	植山起佐子
岡山弁護士会子どもの権利委員会	委員	宇都宮和馬
岡山労働局	総務部長	榎本俊一
岡山県議会	議員	大塚愛
美咲町地域おこし協力隊	—	大橋佳奈
岡山県PTA連合会	会長	神田敏和
川崎医療福祉大学医療福祉学部	教授	進藤貴子
岡山家庭裁判所	首席家庭裁判所調査官	田島祐亮
日本ボーイスカウト岡山連盟	事務局次長	坪井慈朗
岡山青年国際交流会	—	野上裕美
岡山県青年団協議会	会長	花房功基
岡山県私学協会	副会長	早瀬直紀
岡山県高等学校長会	会長	藤岡隆幸
(公社)岡山県青少年育成県民会議	副会長	藤原佳代子
岡山県少年を守る母の会連合会	会長	藤原弥栄子
岡山県中学校長会	—	三木浩嘉
(一社)SGSG	常務理事	右田貴子
岡山県少年警察協働員会連合会	会長	水舟雪枝
国立大学法人岡山大学	理事	三村由香里
(特非)志塾フリースクール岡山	理事長	村本和孝

# 県及び国の少子化対策、子育て支援、子ども・若者育成支援計画等の推移



# こども基本法(抄)

(令和4年法律第77号)  
最終改正:令和6年6月26日

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 基本的施策(第九条—第十六条)
- 第三章 こども政策推進会議(第十七条—第二十条)
- 附則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

**第三条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

**第六条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

**第七条** 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

**第九条** 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条** 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
  - 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- (こども施策に対するこども等の意見の反映)
- 第十一条** 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- (関係者相互の有機的な連携の確保等)
- 第十三条** 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
  - 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
  - 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。
- 第十四条** 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)
- 第十五条** 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念ののっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念ののっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立されたり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(\*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

### こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

#### ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

#### ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

#### ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

#### ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

#### ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

#### ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## 子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

### 1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援  
(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 (子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体調や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定  
・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## 子ども施策を推進するために必要な事項

### 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることが出来る場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進 (『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- 地方公共団体等における取組促進 (上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- 子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM (仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要の人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制 (総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等)
- 数値目標と指標の設定
- 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- 子ども基本法附則第2条に基づく検討

## 子ども・若者育成支援推進法(抄)

(平成21年法律第71号)  
最終改正:令和6年6月12日

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)
第三章	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援(第十五条—第二十五条)
第四章	削除
第五章	罰則(第三十四条)
附則	

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

## (国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

## (子ども・若者育成支援施策の基本)

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

## (子ども・若者育成支援推進大綱)

**第八条** 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
  - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
  - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
  - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

## (都道府県子ども・若者計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勧告して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っている地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抄)

(平成25年法律第64号)

最終改正: 令和6年6月26日

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十六条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

**第三条** こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その

背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

**第九条** 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

- 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

**第十条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(教育の支援)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 子ども・子育て支援法(抄)

(平成24年法律第65号)  
最終改正:令和6年6月12日

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則(第八条)

第二節 子どものための現金給付(第九条・第十条)

第三節 妊婦のための支援給付

第一款 通則(第十条の二―第十条の七)

第二款 妊婦給付認定等(第十条の八―第十条の十一)

第三款 妊婦支援給付金の支給(第十条の十二―第十条の十五)

第四節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則(第十一条―第十八条)

第二款 教育・保育給付認定等(第十九条―第二十六条)

第三款 施設等給付費及び地域型保育給付費等の支給(第二十七条―第三十条)

第五節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則(第三十条の二・第三十条の三)

第二款 施設等利用給付認定等(第三十条の四―第三十条の十)

第三款 施設等利用費の支給(第三十条の十一)

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設(第三十一条―第四十二条)

第二款 特定地域型保育事業者(第四十三条―第五十四条)

第三款 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第五十八条)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等(第五十八条の二―第五十八条の十二)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九条の二)

第五章 子ども・子育て支援事業計画(第六十条―第六十四条)

第六章 費用等

第一節 費用の支弁等(第六十五条―第六十八条の二)

第二節 拠出金の徴収等(第六十九条―第七十一条)

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

第一款 通則(第七十一条の二)

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務(第七十一条の三)

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等(第七十一条の四―第七十一条の七)

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法(第七十一条の八―第七十一条の十三)

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等(第七十一条の十四―第七十一条の二十五)

第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等(第七十一条の二十六―第七十一条の二十八)

第七款 雑則(第七十一条の二十九・第七十一条の三十)

第七章 市町村等における合議制の機関(第七十二条)

第八章 雑則(第七十三条―第七十七条)

第九章 罰則(第七十七条の二―第八十二条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

**第三条** 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
  - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
  - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
  - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

**第四条** 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

**第五条** 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## 第二章 子ども・子育て支援給付

### 第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

**第八条** 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

### 第四節 子どものための教育・保育給付

#### 第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

**第十一条** 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(報告等)

**第十三条** 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(報告徴収及び立入検査)

**第十四条** 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

**第十五条** 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

**第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参照すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かななければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

**第六十二条** 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
  - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報(第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。)の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合においてはその意見を、その他の場合においては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。  
(都道府県知事の助言等)

**第六十三条** 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。  
(国の援助)

**第六十四条** 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第七章 市町村等における合議制の機関

**第七十二条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
  - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
    - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
    - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
  - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条第四項、第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。))に係る部分を除く。))及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定 平成二十五年四月一日
- 三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日
- 四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日(検討等)

**第二条** 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第二条の二** 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

**第三条** 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

**第四条** 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

## 次世代育成支援対策推進法(抄)

(平成15年法律第120号)  
最終改正:令和6年5月31日

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条—第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

**第三条** 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第四条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

**第五条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

**第七条** 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(都道府県行動計画)

**第九条** 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

**第十条** 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

**第十一条** 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

**第三章 次世代育成支援対策地域協議会**

**第二十一条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十條第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)**

(昭和39年法律第129号)

最終改正: 令和4年6月22日

第一章 総則(第一条—第十条の二)

第二章 基本方針等(第十一条—第十二条)

第三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

第四章 父子家庭に対する福祉の措置(第三十一条の六—第三十一条の十一)

第五章 寡婦に対する福祉の措置(第三十二条—第三十五条の二)

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等(第三十六条—第三十七条)

第七章 母子・父子福祉施設(第三十八条—第四十一条)

第八章 費用(第四十二条—第四十五条)

第九章 雑則(第四十六条—第四十七条)

第十章 罰則(第四十八条)

附則

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

- 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を推進する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

(関係機関の責務)

**第三条の二** 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十一条第一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(自立への努力)

**第四条** 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(扶養義務の履行)

**第五条** 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本指針)

**第十一条** 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

**第十二条** 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

# 岡山県子どもを虐待から守る条例

平成27年12月25日  
岡山県条例第78号

前文

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 予防(第十二条)

第三章 早期発見及び早期対応(第十三条―第十七条)

第四章 援助、指導及び支援(第十八条―第二十条)

第五章 人材の育成等(第二十一条―第二十四条)

## 附 則

子どもは社会の宝、活力の源、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。しかし、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもの虐待が複雑・深刻化している。

子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、決して許されないことである。

こうした認識に立ち、虐待防止体制を充実し、早期発見から再発防止を図るとともに、虐待を受けた子どもに対し適切な援助等を行い、その健やかな成長を支え、虐待の連鎖を断つことを目指し、ここにこの条例を制定する。

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他の業務上子どもの福祉に関係のある機関及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他の職務上子どもの福祉に関係のある者をいう。

(基本理念)

**第三条** 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益が考慮されなければならない。
- 3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まれなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「児童虐待防止施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する児童虐待防止施策を支援するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

**第五条** 市町村は、児童虐待防止施策の推進に努めるとともに必要な体制を整備し、県及び関係機関等との連携に努めるものとする。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、基本理念のっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

**第七条** 保護者は、基本理念のっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

**第八条** 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

- 2 関係機関等のうち医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、子育てに関する保護者への助言等による虐待の予防に努めるものとする。

(連携及び協働)

**第九条** 県は、児童虐待防止施策の実施に当たっては、市町村、県が設置する保健所、児童相談所、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)、警察本部(警察署を含む。以下同じ。)及び関係機関の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等並びに地域において子どもの家庭的養護を担う里親及び里親の会のほか、虐待を予防する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(行動計画)

**第十条** 知事は、毎年度、県が重点的に取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

- 2 知事は、前項の行動計画の策定に当たっては、関係機関等に対し、児童虐待防止施策に関する必要な報告を求めることができる。(啓発活動)

**第十一条** 県は、子どもの虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

**第二章 予防**

**第十二条** 県は、虐待予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談対応の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、虐待予防に資するため、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村(岡山市を除く。第二十三条において同じ。)及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

**第三章 早期発見及び早期対応**

(早期発見)

**第十三条** 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども(虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家族その他の者が相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

**第十四条** 児童相談所長(県が設置する児童相談所の長に限る。以下同じ。)は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを原則とした法第八条第二項の安全の確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

- 2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 3 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、市町村の職員、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、虐待を受けた子どもが生活する住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のためにその協力が必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項の規定により児童相談所長から協力を求められた者は、安全確認措置に協力するよう努めるものとする。  
(通告等に係る体制の整備等)

**第十五条** 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。  
(安全の確認及び確保に関する協力)

**第十六条** 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

- 2 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を加えるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。  
(情報の共有)

**第十七条** 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部その他の県の関係機関(以下この条において「県の関係機関」という。)、市町村及び関係機関等との間並びに県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### 第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

**第十八条** 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

(虐待の連鎖を断つ援助)

**第十九条** 県は、虐待を受けた子どもが親となったとき、虐待を行うことのないよう、その成長過程において適切な予防的ケアを受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成することができるよう、当該保護者に対し、親子の再統合に向けた必要な指導及び援助を行うものとする。
- 3 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等において子どもたちがより家庭的な環境で生活できるよう施設職員の資質向上に取り組むものとする。
- 4 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、一時里親制度の充実等に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

**第二十条** 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第五章 人材の育成等

(人材等の育成)

**第二十一条** 県は、市町村及び関係機関等において子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

- 2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに係る活動を促進するため、当該活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(調査研究)

**第二十二条** 県は、子どもを虐待から守る取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

**第二十三条** 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置等)

**第二十四条** 県は、児童虐待防止施策を推進するため必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 岡山県青少年健全育成条例

昭和52年6月16日  
岡山県条例第29号

- 第一章 総則(第一条—第六条)
  - 第二章 推奨及び表彰(第七条・第八条)
  - 第三章 有害環境の規制(第九条—第十八条)
  - 第四章 青少年に対する不健全行為の禁止(第十九条—第二十四条)
  - 第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止(第二十五条)
  - 第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備(第二十六条—第三十条)
  - 第七章 その他(第三十一条—第三十七条)
- 附則

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

**第一条の二** 青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。

2 青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もって自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- 三 凶書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真(印刷されたものを含む。第十条第三項において同じ。)、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- 四 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。
- 五 がん具 がん具及びこれに類するものをいう。
- 六 刃物 刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)及びこれに類するものをいう。
- 七 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。
- 八 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 九 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 十 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- 十一 販売等 販売、頒布、贈与、交換又は貸付けをいう。
- 十二 有害薬品類等 薬品類及び有機溶剤並びにこれら含有する物で、催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有するものをいう。
- 十三 深夜 午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、県民、市町村、関係機関、関係団体等との協働のもとに、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

(県民の責務)

**第四条** すべて県民は、青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに、良い環境をつくるよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

**第五条** 保護者は、青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し、自らが青少年の模範となるよう努めるとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい家庭を築くとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

**第五条の二** 地域住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

(適用上の注意)

**第六条** この条例の適用に当たっては、第一条の目的を逸脱し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

**第二章 推奨及び表彰**

(優良図書等の推奨)

**第七条** 知事は、凶書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

**第八条** 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- 二 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 営業者又はその団体で、第一条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

**第三章 有害環境の規制**

(営業者等の自主規制)

**第九条** 凶書を取り扱う業者、興行を主催する者、がん具、刃物、薬品類、利用カードその他の物品を販売する者、広告物を掲示し、又は管理する者、遊技場を営む者、テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

2 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を害さないよう収納物品、設置場所、営業時間等について配慮するとともに、利用上の注意を表示しなければならない。

(図書の指定及び販売の禁止等)

**第十条** 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

2 知事は、図書の内容の全部又は大部分(販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部)にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する図書(第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつてはその内容が、第三号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)は、第一項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。

一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下この項において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が二十以上のもの又はページの総数の五分の一以上を占めるもの

二 コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上のもの

三 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書

四 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの

五 図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

4 第一項、第二項及び前項第五号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。

5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第一項又は第二項の規定による指定を受けた図書及び第三項各号のいずれかに該当する図書(以下「有害図書」という。)の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませしてはならない。

6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませしてはならない。

7 知事は、有害図書が第一項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

8 前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。

(有害図書の区分陳列等)

**第十条の二** 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。

3 知事は、第一項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

(多指定刊行物の公表等)

**第十一条** 知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第十条第一項の指定を過去一年間に十回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2 図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

(不健全図書の取扱い)

**第十一条の二** 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの(第二十七条第一項において「不健全図書」という。)を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないように努めなければならない。

一 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

二 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

三 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

四 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

五 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

(図書の自動販売機の設置の届出等)

**第十一条の三** 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

三 次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所

四 次条第二項に規定する権限を付与した旨

五 その他知事が別に定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

4 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(図書自動販売機の管理者の設置)

**第十一条の四** 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

(自動販売機による図書の販売の制限)

**第十一条の五** 自動販売機により図書を販売する者は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

2 自動販売機により図書を販売する者又は前条第一項に規定する管理者は、現に収納されている図書が第十条第一項又は第二項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。

3 知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

(適用除外)

**第十一条の六** 第十一条の三第一項、第十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は、自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

(有害興行の指定及び観覧禁止)

**第十二条** 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえないと認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。

3 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せてはならない。

4 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第一項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けた興行について準用する。

(深夜における興行場等への入場禁止)

**第十三条** 興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者(次項において「興行者等」という。)は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2 深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(有害施設等への入場禁止)

**第十四条** 次に掲げる営業(法第二条第一項第五号又は同条第六項第四号若しくは第五号の営業を除く。)で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

一 設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業

二 設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

三 主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業

2 前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(有害がん具等の指定及び販売の禁止等)

**第十五条** 知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。

3 がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物の販売等をしてはならない。

4 何人も、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。

5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

(自動販売機によるがん具等の販売の制限)

**第十五条の二** 自動販売機により避妊用具(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの(次条において「指定避妊用具」という。)を除く。)その他主として性に関する器具又はがん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等)

**第十五条の三** 自動販売機により指定避妊用具を販売する者(次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。)は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

2 指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

(有害薬品類等の販売の禁止等)

**第十六条** 何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。  
(利用カードの販売の届出等)

**第十六条の二** 利用カードを販売しようとする者(次条第一項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。)は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設(次条第一項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所

三 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「利用カード販売者」という。)は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 利用カード販売者(次項に規定する者を除く。)は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。

4 自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第一項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

5 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

**第十六条の三** 何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

(利用カードの販売等の禁止等)

**第十六条の四** 何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならない。

2 利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等をすることができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話(法第二条第九項に規定する会話をいう。)の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(有害広告物等の規制)

**第十七条** 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

2 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 法第三十一条の十三第一項又は法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、広告物を表示すること。

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。)を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等を配り、又は差し入れること。

五 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法

3 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者(次条第一項及び第三十六条において「代理人等」という。)が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。

4 公安委員会は、第二項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。

(利用カードの販売の停止)

**第十八条** 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十五条の罪若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二章に規定する罪に当たる違法な行為(青少年に対するものに限る。)をしたとき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定による命令に従わかつたときは、当該利用カード販売者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例(平成七年岡山県条例第三十号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岡山県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を岡山県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

**第四章 青少年に対する不健全行為の禁止**

(非行助長行為の禁止)

**第十九条** 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用(次項において「著しい非行」という。)若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

**第二十条** 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

**第二十条の二** 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第三十五条第五項において同じ。)の提供を求めてはならない。

(有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止)

**第二十一条** 何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

2 知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(深夜外出の制限)

**第二十二条** 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

**第二十三条** 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(勧誘行為の禁止)

**第二十三条の二** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 接待飲食等営業(法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。)又は性風俗関連特殊営業(法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二 接待飲食等営業(法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。)の客となるよう勧誘すること。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

**第二十三条の三** 何人も、青少年から青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を買い受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(質受及び買受の禁止)

**第二十四条** 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第一条第二項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第三項に規定する者をいう。)は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第一項に規定する古物(前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。)を買い受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

**第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止**

**第二十五条** 青少年のインターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止に関しては、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例(平成二十三年岡山県条例第二十三号)の定めるところによる。

**第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備**

(青少年育成県民運動)

**第二十六条** 県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

一 青少年の健全な育成を害する環境の浄化

二 非行少年の早期発見及び善導

三 青少年の自主的活動の育成及び助長

四 明るい家庭づくりのための啓発

五 その他青少年の健全育成活動

2 県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

(保護者の役割)

**第二十七条** 保護者は、この条例の趣旨にのっとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るピラ等を受け取らないよう監督する等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない。

2 保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛錬のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとって良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

(学校における措置)

**第二十八条** 学校の長(以下この条において「校長」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、学校における児童生徒の指導の充実を

図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。

- 2 児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。
- 3 県及び市町村の教育委員会は、前二項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。  
(関係職員の義務)

**第二十九条** 教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行つていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

- 2 前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置をとらなければならない。  
(旅館業者等の通報)

**第三十条** 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、同条第六項に規定する住宅宿泊管理業、貸家業又は貸間業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

## 第七章 その他

(審議会への諮問)

**第三十一条** 知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。))の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。

- 一 第七条の規定による推奨
  - 二 第十条第一項、第二項若しくは第七項、第十二条第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第五項の規定による指定及びその取消し
  - 三 第十条第三項第一号から第四号までの規定による定め
  - 四 第十条第三項第五号の規定による指定
  - 五 第十条の二第一項の規定による定め
  - 六 第十七条第一項の規定による措置命令
- 2 知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。
  - 3 知事は、第一項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。

(立入調査)

**第三十二条** 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第三項において「立入調査員」という。))に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所(自動販売機の設置場所を含む。))に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定等の要請)

**第三十三条** 何人も、第七条の規定により推奨をし、第十条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定により指定をし、又は第十七条第一項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。

(命令違反等の公表)

**第三十四条** 知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

**第三十五条** 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 第二十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十九条又は第二十三条の規定に違反した者
  - 二 第十八条第一項の規定による命令に従わなかつた者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 常習として第十条第五項の規定に違反した者
  - 二 常習として第十一条の五第一項又は第二項の規定に違反した者
  - 三 前号に該当する者で第十一条の五第三項の規定による命令に従わなかつた者
  - 四 第二十条第二項の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十条第五項、第十一条の五第一項若しくは第二項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項(第三号(青少年に対するピア等の頒布に限る。))又は第五号に係るものに限る。第七項において同じ。)、第二十二条第二項又は第二十三条の二から第二十四条までの規定に違反した者
  - 二 第十条の二第四項、第十一条の五第三項、第十五条の二第二項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつた者
  - 三 第二十条の二の規定に違反して、次に掲げるいずれかの行為を行つた者
    - イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
    - ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し財産上の利益を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条の二第二項、第十二条第四項、第十三条第二項又は第十四条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十一条の三第一項若しくは第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 三 第十一条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第十六条の二第三項若しくは第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
  - 四 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 7 第十条第五項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項、第十九条から第二十条の二まで、第二十一条第一項、第二十二条第二項又は第二十三条から第二十四条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。
- (両罰規定)
- 第三十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
- (その他)
- 第三十七条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則(抄)

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

## 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

平成23年3月16日  
岡山県条例第23号

#### (目的)

**第一条** この条例は、インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、並びに県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、もって青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
  - 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
  - 三 事業者等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「法」という。))第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務(法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。))の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。))の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者、インターネットと接続する機能を有する端末設備(以下「端末設備」という。))の販売、頒布若しくは貸付け(以下「販売等」という。))を業とする者、端末設備を公衆の利用に供する者又はインターネット接続役務提供事業者(法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。))をいう。
  - 四 有害情報 インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。))に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。
  - 五 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。
  - 六 青少年有害情報フィルタリングサービス 法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。
  - 七 インターネットリテラシー 青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。
- 2 前項第四号の有害情報を例示すると、次のとおりである。

- 一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- 二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- 三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

#### (取組の基本方針)

**第三条** 青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 青少年にモラル及びマナーをもってインターネットの情報を活用するようインターネットリテラシーに関する教育を行うこと。
- 二 青少年に有害情報の閲覧をさせないこと。

#### (県の責務)

**第四条** 県は、市町村等との協働のもとに、前条に規定する取組の基本方針(以下「取組方針」という。))に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (保護者の責務)

**第五条** 保護者は、取組方針に基づき、その監護する青少年について、インターネットの利用状況を把握するとともに、インターネットリテラシーに関する教育及び有害情報による当該青少年の被害防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 保護者は、前項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

3 保護者は、インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生ずることに特に留意するものとする。

(事業者等の責務)

**第六条** 事業者等は、取組方針に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な措置を講ずるとともに、第九条に規定する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

**第七条** 県民は、取組方針に基づき、地域社会における活動を通じて青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止に寄与するよう努めなければならない。

(青少年の取組)

**第八条** 青少年は、インターネットリテラシーの習得に努めるとともに、インターネットを利用するに際しては、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

(県の施策)

**第九条** 県は、青少年、保護者、事業者等及び県民に対し、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の事業を推進するものとする。

2 県は、青少年のインターネットリテラシーの習得のため、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットリテラシーに関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(事業者等の取組)

**第十条** 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者若しくは役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者又は携帯電話端末等(法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の販売等を業とする者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約を締結しようとする場合において、当該携帯電話端末等を青少年が利用することが見込まれるときは、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他規則で定める事項を書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。次条において同じ。))により当該販売等の相手方に対し説明しなければならない。

2 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、当該青少年が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないときは、その間、次条第二項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。

3 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置(法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることなく特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項において同じ。))の販売等をする場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、次条第三項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。

4 事業者等のうち、端末設備の販売等を業とする者は、端末設備の販売等(携帯電話インターネット接続役務の提供に係るものを除く。)をする場合において、当該端末設備を青少年が利用することが見込まれるときは、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するとともに、端末設備に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを備えるよう勧奨に努めなければならない。ただし、規則で定める端末設備の販売等をする場合は、この限りでない。

5 事業者等のうち、端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年に有害情報の閲覧をさせないよう努めなければならない。

6 事業者等のうち、インターネット接続役務提供事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(保護者の取組)

**第十一条** 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるときは、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させること及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることに努めなければならない。

2 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(県民の取組)

**第十二条** 県民は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報と認められるものの閲覧をさせないよう努めなければならない。

(学校の取組)

**第十三条** 学校の長は、児童生徒等に対してインターネットリテラシーに関する教育を実施するとともに、有害情報による児童生徒等の被害防止を図るよう努めなければならない。

(関係職員の義務)

**第十四条** 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に係る業務に従事する職員は、青少年のインターネットの適切な利用の推進を害するおそれのある行為を行っているときと認められる者に対し適切な指導又は助言を行わなければならない。

(指導及び勧告)

**第十五条** 知事は、第十条第一項に規定する説明又は同条第二項及び第三項に規定する保存を行っていないと認められる事業者等に対し、当該説明又は保存を行うよう指導し、又は勧告することができる。

(立入調査等)

**第十六条** 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第三項において「立入調査員」という。)に、営業時間内において、事業者等の営業所に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要かつ最小限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表等)

**第十七条** 知事は、事業者等が第十五条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

**第十八条** 第十六条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第十九条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(規則への委任)

**第二十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

## 岡山県家庭教育応援条例

令和4年3月22日  
岡山県条例第29号

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの健やかな育ちの基盤を作るために極めて重要である。子どもは、親や保護者との愛情や絆、家庭での触れ合い等を通じ、基本的な生活習慣や自立心、自制心、社会のルール等を身に付け、知・徳・体の調和のとれた人格を形成する。

近年、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容や、経済的な問題など社会環境が変化していく中で、暮らしにゆとりのない家庭が増えつつある。また、地域のつながりの希薄化等を背景として、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうこともある。このような家庭を取り巻く環境の様々な変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている。

岡山県では、これまでも家庭教育を支援する取組を行っているが、複雑かつ多様化する社会環境に対応した支援を行うためには、今こそ、各関係者が連携を図り、各家庭の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支えていくことが必要である。

そこで、地域の宝であり、未来への希望である子どもたちのため、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう社会全体で応援する「家庭教育応援県岡山」の実現を目指し、ここに条例を制定する。

(目的)

**第一条** この条例は、家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策(以下「家庭教育支援施策」という。)を総合的に推進し、保護者が学び、成長していくこと及び子どもが将来親になる選択をした場合のために学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。)が、その子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において、「地域活動団体」とは、地域的な共同活動を行う団体をいう。

(基本理念)

**第三条** 家庭教育の支援は、保護者とその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭における自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に十分配慮して行わなければならない。

3 家庭教育の支援は、幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ幼児期に重点を置いて行わなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、子どもに関わる各部署が家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むこととし、保護者及び子どもの障害の有無、ひとり親家庭の存在、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

(市町村との連携等)

**第五条** 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施するときは、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 保護者は、基本理念のっとり、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。

2 保護者は、家庭教育を充実させるため、学校等と連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

**第七条** 学校等は、基本理念のっとり、保護者、地域住民、地域活動団体等と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

**第八条** 地域住民は、基本理念のっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念のっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第九条** 事業者は、基本理念のっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進等)

**第十条** 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、及び協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るとともに、県民皆で支え合う環境づくりを推進するものとする。

(保護者の学びの支援)

**第十一条** 県は、保護者の学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて重視すべき家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として必要なことを学ぶこと、互いに交流すること等をいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、保護者の学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(親になる選択をした場合のための学びの支援)

**第十二条** 県は、親になる選択をした場合のための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になる選択をした場合のために学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、親になる選択をした場合のための学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(人材養成等)

**第十三条** 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成、資質の向上及び相互の連携を推進するものとする。

(相談体制の整備等)

**第十四条** 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

**第十五条** 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育において保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるとともに、意識を高めるための広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

**第十六条** 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

**第十七条** 県は、毎年度、県の家庭教育支援施策の実施状況を公表するものとする。

(家庭教育を応援する日)

**第十八条** 県は、家庭教育を充実させるため、岡山県家庭教育応援の日(十一月の第三日曜日)を定め、家庭教育についての県民の関心及び理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

## 附 則

(施行日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を超えない期間ごとに、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 各種法令等による子ども・若者の年齢区分 (R7.4~)

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
	特定少年	18歳、19歳の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法令上の規定なし
こども大綱	こども	おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生年代からおおむね18歳まで
	青年期	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満のポスト青年期の者
	若者	思春期及び青年期の者

